

平成 1 8 年 3 月
勝浦市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 3 月 7 日

○出席議員 1 9 人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	3 番 平 岡 誠一郎 君
4 番 渡 辺 伊三郎 君	5 番 松 崎 栄 二 君	7 番 末 吉 定 夫 君
8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君	10 番 寺 尾 重 雄 君
11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君	13 番 丸 昭 君
14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君	16 番 渡 辺 利 夫 君
17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君	19 番 伊 丹 富 夫 君
21 番 岩 瀬 義 信 君		

○欠席議員 3 人

6 番 刈 込 欣 一 君	20 番 水 野 正 美 君	22 番 深 井 義 典 君
---------------	----------------	----------------

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 植 村 章 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 滝 本 幸 三 君	市 民 課 長 関 重 夫 君
介 護 健 康 課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君
農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君
福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 押 垂 義 郎 君
社 会 教 育 課 長 佐 藤 光 男 君	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 中 村 一 夫 君
	勝浦診療所事務長 黒 川 義 治 君
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 渡 辺 秀 行 君
-------------------	-------------------

○

議 事 日 程

議事日程第 4 号

第1 一般質問

○

開 議

平成18年3月7日（火） 午前10時00分開議

○副議長（高橋秀男君）ただいま出席議員は19人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に発言を求められておりますので、これを許します。植村財政課長。

○財政課長（植村 章君）ただいま議長のお許しをいただきましたので、昨日、児安議員の一般質問の中で平成18年度における三位一体の改革が本市に与える影響について答弁いたしましたけれども、金額に誤りがありましたので、一部訂正をさせていただきます。

国庫補助金及び税源移譲につきましては申し上げたとおりでございます。地方交付税でございますけれども、約8,000万円の減ということをお願いしたけれども、これを約400万円の減に訂正をしていただきたいと思います。

それから、臨時財政対策債でございますけれども、約2,900万円の減ということで申し上げましたけれども、これを約3,900万円の減に、合計につきましては約8,800万円の減を約2,100万円の減ということで訂正していただきたくお願い申し上げます。以上です。

○副議長（高橋秀男君）本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

○

一 般 質 問

○副議長（高橋秀男君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、土屋元議員の登壇を許します。土屋元議員。

（1番 土屋 元君登壇）

○1番（土屋 元君）皆さん、おはようございます。通告に従い、一般質問をいたします。

まず、大きな1点目に、平成18年度予算の編成方針についてお尋ねいたします。市長は、所信の中で、国の経済動向、政府方針、地方財政の現況や地方財政対策の動向に触れられ、そして本市においても市税収入の伸び悩み、さらには義務的経費の増加などにより厳しい財政運営を強いられている状況であると述べられております。

以上のような情勢の中で、新年度の予算編成に当たり、三位一体の改革による一般財源等の縮減が市民サービスに与える影響を最小限にとどめることに配意し、歳入の確保に努める一方、歳出では内部管理費の徹底した節減や既存の制度、施策の見直しにより経常経費のなお一層の節減、

合理化に努めると述べられております。

また、投資的経費においては、勝浦市総合計画後期基本計画及び第3次実施計画の初年度としてその計画事業の着実な推進を図ることを基本に、緊急度、重要度、及び事業効果に配意し、限られた財源の効率的な配分に努めながら予算の編成を行いましたと述べられております。

そこで、お尋ねいたします。まず、平成18年度予算編成のもととなる勝浦市総合計画後期基本計画についてであります。そこで、まず1点目として、前期5カ年の計画を振り返り、この計画事業で成果があった主な事業はどのようなものがあるか、また、どのような方法で成果を把握したのかをお教え願いたいと思います。

2点目で、この後期の策定に当たり、勝浦市の現況をどのように分析し、認識しているかをお尋ねいたします。まず、1点目として、人口の推移と今後の見通しについて。2点目は、産業別就業者数の推移と今後の見通しについて。3点目は、雇用の機会を創出し、定住人口をふやすための主な施策はどのようなものがあるかどうか。4点目、旧行川アイランド用地を購入された共立メンテナンスの事業計画の進・状況と見通しはどのようなものがあるか。

次に、大きな3点目で、勝浦駅北口開発の今後の見通しについて、現状と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、大きな4点目、後期計画の策定に当たり、市長が常に信条としております市民こそが主人公の市民を、その参加をどのように図られたのかどうかをお尋ねいたします。

次に、大きな2点目で経常経費の節減合理化策についてお尋ねいたします。1点目で、内部管理費の徹底した削減に努めるとあるが、具体的にはどのような項目がどのような方策でどのぐらいの数値目標なのかを、重立った具体策をお教え願いたいと思います。2点目は、既存の制度、施策の見直しの具体策はどのようなものがあるかについてお聞きいたします。

次に、大きな3点目で、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。皆さんもご承知のように、平成16年9月に広報にて市民に発表された三位一体改革に対応した勝浦市の今後について、行財政改革の取り組み方針の中で、その策定方針として住民サービスの低下は招かない、住民負担の増加は招かないと約束されていまして。しかるに、水道料金の値上げ、し尿処理費の値上げなど、住民負担の増加を招かない方針と矛盾した施策展開と思いますが、当時の方針の考え方やこの事業に当たっての整合性についてお示し願いたい。

次に、大きな柱の2点目として、観光行政の振興についてお尋ねいたします。市長は折に触れ、交流人口の増加の必要性を訴えられ、ご存じのように、かつうらビッグひな祭りを初めとしたイベントを開催し、着実に低下傾向にあった観光客入り込み数の歯どめに努力されております。その成果は一応、評価するのですが、魅力ある観光の振興は現在の経済状況等からかんがみ、早急な企業誘致や企業家による新たな就労場の確保を見込めない状況においては、交流人口の増加が本市の発展につながる一つの大きな手段であるということをご存じだと思います。そこでお尋ねいたします。1点目としまして、観光客の入り込み数の推移と見通しについては、どのようなようになっていくかどうか。2点目は、市内の宿泊施設の状況の推移と見通しについて。3点目は、今後の観光振興策の主な事業についてお教え願いたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○副議長（高橋秀男君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

（市長 藤平輝夫君登壇）

○市長（藤平輝夫君）ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、勝浦市総合計画後期基本計画について申し上げます。

1点目の勝浦市総合計画の後期基本計画についてであります。前期基本計画における事業費ベースでの主な計画事業といたしましては、クリーンセンターの大規模改修事業、震災等緊急広報無線整備事業、市道勝浦荒川線道路改良事業、公営住宅整備事業、旧大森粗大ごみ捨て場閉鎖対策事業、児童館建設事業及び火葬場改築事業を実施いたしました。また、平成17年度から2カ年継続事業である勝浦小学校改築事業及び鶴原1号橋架替事業についても着手したところであります。このほか、各種施策事業により福祉の向上についても努めてまいりました。

もとより計画事業は、毎年度の予算編成時において事業実施による成果を中心に十分精査を行い、さらには緊急度、重要度、費用対効果など、総合的な視点で検証を行い、予算化し、事業を実施しております。

2点目の後期基本計画の策定に当たり、現状をどのように分析しているのかについてですが、人口の推移につきましては、平成12年10月の国勢調査の人口が2万3,235人に対して、平成17年10月の国勢調査速報値では2万2,195人と、残念ながら5年間で1,040人減少いたしました。この人口減少の要因については、毎年1月から12月までの住民基本台帳及び外国人登録の異動届出をもとに分析いたしますと、平成13年1月から平成17年12月までの5年間では1,076人の減少で、その内訳は出生者数と死亡者数の差である自然動態が847人の減少、転入者数と転出者数の差である社会動態が229人の減少であります。

自然動態の減少といたしましては少子化が主な要因であり、最近では社会動態の減少幅が縮小傾向にあり、特に昨年は転入者の合計が1,228人に対し転出者は1,231人と、社会動態での年間の減少が3人でありました。

いずれにいたしましても、人口の今後の見通しについては、経済、社会情勢や少子化の進行など不確定な要素が多く、推計することは難しい状況ではありますが、直近5年間の傾向が続くものと考えております。

また、産業別就業者数の推移と今後の見通しについてであります。平成17年の国勢調査速報値では国より産業別就業者数が示されておきませんので、平成7年と12年の国勢調査での比較を申し上げますと、平成7年の産業別就業者の合計は1万1,402人で、その内訳として第1次産業が1,428人、構成比12.5%、第2次産業が2,813人、構成比24.7%、第3次産業が7,154人、構成比62.7%、分類不能7人です。平成12年国勢調査では、産業別就業者の合計は1万551人で、その内訳として第1次産業が1,200人、構成比11.4%、第2次産業が2,343人、構成比22.2%、第3次産業が7,005人、構成比66.4%で、分類不能3人でありました。したがって、平成7年と12年を比較いたしますと、合計の人数で851人の減少、率で7.5%減少しており、その内訳としては第1次産業で228人の減、第2次産業で470人の減、第3次産業で149人の減少でありました。

今後の見通しにつきましては、平成7年と12年を比較すると、第2次産業の製造業や建設業の減少数が大きい傾向にありますが、景気や雇用環境等により変動いたしますので、現時点では平成17年の国勢調査の産業別就業者数の公表を待ち、分析したいと考えます。

雇用機会の創出と定住人口の増加施策につきましては、内閣府の2月の月例経済報告によりますと、企業収益が改善し、設備投資の増加や個人消費の緩やかな増加など、景気が回復しつつあ

るとされておりますが、中小企業や地方経済への波及効果までには至っていないと認識しております。これまで雇用機会の創出のため、勝浦市企業誘致条例を改正し、優遇措置対象業種の拡大や従業員数の要件等を緩和するとともに、旅館等の新規設備投資への税制面での優遇措置などを実施してまいりました。これらの施策について、引き続き後期基本計画に位置づけ、企業誘致の推進や市内企業の育成に努める考えであります。製造業を中心に生産拠点の海外移転が進み、厳しい状況にありますが、今後とも経済、社会情勢の変化に対応し、逐次、見直しを行い、雇用機会の増加に努めたいと考えております。

また、並行して、本市の恵まれた自然や農林、水産、観光基盤を活用した事業や、団塊の世代のライフスタイルや消費行動を視野に入れた行川アイランドの跡地開発を支援し、定住人口の増加に努めてまいりたいと考えます。

行川アイランドの跡地開発の状況についてであります。土地を取得した株式会社共立メンテナンスより平成17年4月に開発構想である行川アイランド「ウェルネスの森」計画の説明を受け、以後も温泉掘削に対する支援要請や進・状況について逐次、説明を受けております。構想では、団塊の世代を中心とする世代に向けたホテルや定住型コンドミニアム、温泉施設やリゾート施設を配置し、新しい形でのリゾート施設を整備しようとする構想であります。既に既存の行川アイランド施設の撤去を完了しており、現在は開発行為に向けた整備計画の策定を進めている状況にあります。

3点目の勝浦駅北口開発の今後の見通しについてであります。まちづくりにおける拠点地区として、今後、事業を実施していくために、基本構想レベルの土地利用計画を進度化した基本計画を策定し、計画施設の需要、造成の技術的な検討、整備手法、財政検討などを各側面から調査し、事業化に向けて精度を高め、確実性の高いものとする必要があります。このため、後期基本計画において平成18年度に勝浦駅北口開発事業の一環として市道墨名苗代台線の用地測量業務、平成19年に移転補償や土地鑑定業務、平成21年度に道路改良工事を予定し、平成22年度に基本計画の策定を計画しているところであります。

4点目の後期基本計画策定に当たっての市民参加についてであります。後期基本計画の基礎である平成13年度から10カ年の勝浦市総合計画の策定に当たり、市民ワークショップを設置し、市民に参画していただき、計画を策定したものでありますので、これを尊重し、後期基本計画では新たな市民ワークショップの設置は行いませんでした。また、総合開発審議会を初め、各種審議会等に後期基本計画案及び第3次実施計画案の審議をお願いをし、ご意見をいただいたところであります。

なお、新たな手法として計画案段階から市民の意見を聞くパブリックコメント制度の導入を検討いたしましたが、勝浦市財政健全化計画案や勝浦市行政改革大綱2005案との整合を図るための作業に時間を要し、パブリックコメント制度の導入につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

次に、経常経費の節減合理化対策について申し上げます。

1点目の内部管理経費の削減についてであります。当初予算の編成に当たりましては、予算編成方針及び予算編成要領に基づいて行っており、内部管理費につきましては前年度当初予算の90%の範囲内での予算となっております。なお、具体的な項目及び数値目標であります。内部努力により改善の余地のある消耗品費、光熱水費、委託料で、その削減目標は700万円、400万

円、600万円と設定の上、予算編成を行いました。

2点目の既存の制度、施策の見直しの具体策ではありますが、1つには現行の補助金の見直し、2つには使用料、手数料の見直し、3つには委員会の定数の見直し等を行っております。

次に、公共料金に対する政治姿勢についてであります。1点目の公共料金の見直しにつきましては、行政改革の取り組み方針の中でも示しておりますように、周期的な点検を行い、負担と受益の公平の観点から料金を見直しを行うとしております。特に特定の受益者が受ける行政サービスに対する対価である使用料、手数料につきましては、施設の維持管理費などの運営費等を勘案した上で受益に応じた負担を求めることが公平性を確保する上で重要と考え、昨年の12月定例市議会におきまして公共料金の改定に係る6議案を上程し、可決をいただいたものであります。

2点目の観光行政の振興についてであります。市の観光客の入込み数は、昭和56年の430万人をピークに年々減少傾向にあり、平成14年に200万人を割り、平成17年では約152万人とピーク時に比べ35%の入込みであります。

観光客減少の要因といたしましては、レジャー施設の利用、国内各地におけるさまざまなイベント等の開催、そして海水浴が天候に左右されやすいということが考えられます。その背景には、海水浴で過ごすよりキャンプや他の施設で過ごすなど、嗜好の変化によりレジャーの多様化が進んでいると考えております。このような状況の中で、観光客の入込みも伸び悩んでおり、今後の見通しにおいても厳しく減少傾向が続くものと推測されます。

また、市内宿泊施設状況の推移についてであります。現在、市内の宿泊施設数はホテル、旅館76施設、年間民宿46施設、季節民宿61施設の合計183施設であります。昭和58年には715施設であった宿泊施設は、平成9年には297施設と300施設を割り、平成17年には昭和58年のピーク時と比較すると、当時の約26%まで減少しております。なお、今後の見通しにつきましては、ここ数年180施設前後で推移しており、今後も減少傾向にあると推測しております。

なお、今後の観光振興策の主な事業についてであります。観光宣伝事業、朝市活性化事業、海水浴場整備事業、観光客誘致事業、かつうら若潮まつり開催事業等を推進し、観光客の集客に努めてまいりたいと考えます。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○1番（土屋 元君）それでは、2回目の質問という形でさせていただきます。

まず、最初の質問で、前期計画を振り返り、計画事業で成果があった主な事業ということでクリーンセンターから始める、そして今年度、平成17年度、勝小の改築、鶴原の1号橋という中で事業を実施したということでもあります。どのような方法で成果を把握したのかという問いに対しては、十分な検証をしたということで、非常に抽象的な言葉で具体的な検証というのはわからないと言えらると思います。

そこで、前期総合計画の策定時は市町村合併もなかったものですね。全体で人口の減少の云々というのもあんまりなかった。財政の悪化などは予想されてたけど、そんなに深刻じゃなかった。そういった中で、今年度、前期が間もなく終わろうとしていますが、ですから、そういった社会情勢では事業の見直しとか、先送り、事業量の減少というのはやむを得ない状況だと理解しておりますが、そのような状況からこそ、当然、計画、実行、評価、そしてそれを今度は改善する改善点を出し、また新たな計画という、要するに指標ですね。そのようなサイクルの中で、特によ

く事業効果があったとか、費用の効率化を図ったというのは、具体的に計画の数値目標、あるいはその事業からくる市民の満足度、こういったものが当初の想定値とどうだったのかというような客観的な比較がなければ、その成果というのはわからないと。評価の重要性は私はとても大事なことだと思うんですね。

そこで、事務当局というんですか、行政の皆さんはその成果、これは議会でいろんな同僚議員から事業評価制度の導入だ云々と盛んにやっていますが、とりあえずは、その制度を導入しなくても一応、事業成果はしてるという発言でありますから、具体的にどのような方法、今、全国的に非常にこういうような厳しい財政状況の中でそれぞれの市町村が、この事業効果をより客観的なデータ化しようということで、長野県の須坂市では後期策定計画に当たる前に4年間の事業成果振り返りシートというのをつくりました。これは、現状、そしてそこから出てくる課題、問題点、その中で未着手の問題については理由を述べる。今後に取り組むかどうか、そういった、要するにきっちとシートの中で落とし込んでいくという手法であります。

これは、行政評価制度云々じゃなくて、行政評価をするための姿勢論としては見習っていく、あるいはそういうような中で事業効果とか、費用の効率化というのがはっきり、当局だけしかわからないんじゃないじゃなくて、市民それぞれがこうなってるのだな、そうか、よく努力してるな、あるいはこんな課題があるんだということであるような形に記録化する。記録化するというものが当然必要なことだと思うんですね。

須坂市というのは平成13年、本市と同じように総合計画つくりまして、1年前からそういうような準備を始めて、貴重な市民の税、及び福祉の増進が直結する事業について、市当局は真摯に、真剣にその事業の成果を編成しなくちゃいけないという発想であります。それは、今、インターネットで市民が全部見れるようになっております。CD1枚1枚ですね。人口5万ちょっとの市ですけど、要するに市の大きさ云々とかなんとかの問題じゃなくて、取り組み姿勢というのが非常に大事なと思いますが、このような具体的な成果シートとかなんかつくってやられたかどうかをお聞きしたいと思います。これが1点です。

それから、後期策定に当たり、人口推移の今後の見通しについていろいろ答弁ありましたが、たしか平成13年の総合計画の唯一の数値目標であります人口の設定値、これが平成12年の2万3,235人を目標数値とするというふうになってあります。これについて触れられていなかったんですが、これについてはちょっと厳しいと。今の状況ですね。今、2万2,195人と。あと1,000人ふやすということが、一応、数値目標であります。行政が上げた数値目標というのは、それなりの理由と、ラフなことじゃなくて、真剣に、当時はこのぐらい目標にしようと、そういう設定値にしましたが、それについてのもう一度、1,000人が落ちてしまうと。それだけ勝浦市の活力が失われていくわけですから、当初の2万3,235人ということが達成できないというような状況なのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

産業別就業者数について今後の見通しということですが、私の言いたいことは、要するに、勝浦市は一国です。国に例えれば勝浦市王国です。ですから、その中で農業、漁業、商業、工業と、それぞれそこで生活していく糧になってますね。これについて、数値的なものはわかりませんが、市当局が農業、あるいは漁業、商業、工業についてどのような現状と課題というものをつかんでるか。分析してきちんとつかんでる、これをつかむことが基本的に施策の計画をするときにタイムリーな施策になるということがわかるんですね。そういったことについて、農業、

漁業、商業、工業について、概要認識でもいいですからお聞かせ願いたいと思います。

次に、4点目であります、行川アイランドさんの共立メンテナンスさんの開発行為によりまして整備してるということでありますが、基本的に企業誘致というか、企業が出てきて初めて租税収入の効果、あるいは地元雇用効果の場として大きく期待されますので、市当局では企業側の論理もあるのかもわかりませんが、一日でも早く勝浦に来てもらって、早くそういった事業効果を与えてもらうという、熱意ある陳情とか、そういったことも含めて定期的なアプローチが必要だと思うんですが、そのような働きかけはどうかということ、もう一度お聞きいたします。

時間があと28分ありますが、そこで勝浦駅北口開発の今後の見通しについて、平成22年度に基本計画の策定を目安にしていきたいというふうになっておりますが、基本的にこの勝浦市の財産を有効に使うという中で、これはある市民からの提案なんです、これは過去の議会においても同僚議員が勝浦駅北口はすばらしい自然の谷津が残されてると。そして、あくまでもその開発が始まる前までは、その貴重な財産を生かすことはできないかということで、過去の議会も同僚議員が谷津を、それは思い切って開発の見直ししたらどうかという提案も含めてあったと思うんですが、この谷津について基本的に、私どもちょっと見させていただいて、また意見も伺ったんですが、基本的に自然の谷津の状況が非常に保存されてると。基本的には、あそこに湧き水があるから乾燥しないで、とりあえずですね。ただ、あのまま放置しておくとかだんだん荒れてきてしまう。

これは今、勝浦市の財産であります。そこで提案ということなんです、要するに、具体的にはホテルやトンボが飛び、メダカやフナなんかがいたらすばらしいなと。自然の中にすぐこの勝浦の旧市街地、勝浦の駅周辺の中に自然が点在するということで、こういったものがもしある程度の予算でできれば、市民の憩いの場の活用、子供の教育の場の活用、また新たな観光スポットとしての活用も図られるんじゃないか。これは真摯に開発、開発ということで、その始まる前までも生かすという方法、今、駐車場用地になってますが、谷津を生かすと、観光資源を発掘するんだということで現実にはありますから、その辺について調査して検討していただきたいというふうに思います。もし、そのように計画がなされたら、これはすばらしいですね。勝浦に公園、公園てなかなかないんですね。自然の谷津が、それはもちろん、ほかの地区へ行けば残された自然がたくさんあって、まさにすべてが自然公園になってますが、勝浦の財産でそういうふうな自然公園化できるところが唯一そこにあります。

ただ、あそこは圧倒的に市民の注目が高いところですが、しょうがないっぺよ、金がないんだからよというのが認識だと思います。だから、生かす方法を提案して、生かしてるんですよ、決してむだにしてませんというような提案を考えて、そういった声を真剣に調査、研究することが必要だと思うんですが、それについての市当局のお答えを願いたいと思います。

次に、市民参加がどのように図られたかという私の質問につきましては、平成13年の総合開発計画で市民ワークショップを募集し、その中でのその意見を尊重しますと言ってますが、市民ワークショップに何人ぐらい参加されてるのか。それがまず1点。

それから、よく市長が言う、市民が主人公、パートナーシップの育成、行政ができることと市民にお願いしなくちゃいけないことをやっていかなければ、この厳しい財政状況で福祉のあるまちづくりはできないと言われてます。ということは、より市民と一緒に汗を流してもらう、協働してくれる市民をつくっていくしかない、ふやすしかないんですね。ふやすということは、アプ

ローチしないとふえません。須坂市では昨年3月から約1週間、10日ぐらいですか、市民アンケートを3,000件出して、回収率は80何%。要するに、市民アンケートで、まずそこで住民ニーズの把握といったって、市民にアンケート出して、調査して、把握しなければ、住民ニーズの把握を数値的にとらえますよね。それは基本的に後期計画の数値目標にいくんですよ。現状認識、市民の認識ということで、現状値はこうですと。市民の認識が満足してないよって30%になったら、これを50%にしようよ、そのためにはこういう政策が必要だと。あくまでも市民が主人公、市民の現状、満足度、あるいは認識を図るということが非常に必要でありますし、須坂市の場合は地域づくり市民会議も昨年、実施。中学・高校生との懇談会も市長、行政執行部が実施。公募市民を加えた大人数による分科会方式の大人数、117人、いいな会議ということらしいですが、117人の総合計画審議会の設置、インターネットの活用による意見聴取、市長への手紙など、できる限りの方法で市民ニーズの収集と参画する機会の提供を図った。そういうことが、市長が言う市民こそ主人公という、そういう市当局の姿勢じゃないかというふうに思うんですが、今回の場合はもう間に合わないと思いますが、実施計画、総合計画をどのような形でたくさんの人を交えて検証、あるいは満足度をはかるということは十分できるわけですから、できた後にそのような中で多くの市民参加型の機会の場をつくるということについて、私はいいと思うんですが、それについてのご意見をいただきたい。

抽象論的には、行財政厳しいと言いながら、とにかく市民と協働しますと言葉では言うけども、具体的なアプローチ手段、方法については、勝浦市は非常に後ろ向きだと言わざるを得ません。社会が大きく変動し、市町村合併問題、三位一体改革、いろいろな問題が提起されてきております。市民にパートナーとしてともに理解して、ともに共有して、いいまちにしていきたいと思いますということを言いながら、ワークショップの意見を尊重しますということ、それは尊重は過去でいいわけですが、今の生きている市民に対しての意見の収集だとか、そういう取り組み姿勢については、きのうも議会で市長懇談会やったらどうだといろんなことありましたが、市民ニーズの把握については非常に前向きではないということをご指摘いたします。

市長の政治姿勢について、住民サービスの低下を招かないと住民負担の増加を招かないと。ことしの1月号の広報でごあいさつされてまして、行財政改革、市民が主人公のまちづくり。そして、その中でうたってあることは、総合計画、実施計画は、各審議会などの意見をいただきながら策定中であると。市民一般的には審議会って、だれが何人でやってるか、あんまり意味はわかりませんね。あくまでも少ないという意識、市民の中にいつて飛び込んでないというのはなってると思いますよね。市民こそ主人公で、皆様と一緒に明るい活力のあるまちづくりを目指しますということをうたってるについては、既存の主張でやられてるなという感覚はあって、その辺をよく市長が言う、日々行政改革だ、日々行政改革だというから、その辺の考え方を発想の転換をして、もっと市民参画できるそういう自治体づくりが必要だということを申し上げます、いかがでしょう。

今回、効率的な行政運営を目指してる中で、ここでも1番目に効率的な行政運営と市民参加の行政って、市民参加の行政って言葉で普通に書いてますよね。でも、これは住民代表の勝浦市行政改革推進懇話会の意見を聞きながらだから、これも既存の今までの思想にとらわれて、市民参加の行政とは言ってるけど、この計画に多くの市民を参加させればさせるほど市民参加の行政が図られたと、そういう目標値も立ててないからそうなると思うんですが、そういうことについて、

今後、この進・状況の管理なんかに、そのような中で市民参加型の、そういうシステムをつくれるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

最後に、住民サービスの低下を招かないと、住民負担の増加を招かないと言われてますが、今回、ここの中で新たな言葉が出てきてますよね。ここにですね。極力、住民負担を招かない。だから、16年のときには住民負担招きません、サービスの低下招きません云々とあったけど、極力なんてうたってなかったです。ことしになってから極力が出てきました。そして、実際の施策の展開の根拠づけは、適正な利用者負担、応益負担という中で、この住民負担を招かないということは、どんな理由があっても招かないという意味に、普通、市民はとります。だから、それを極力に変えてきた。平成16年度だから、まだおとしの段階ですよ。幾ら経済情勢が非常に厳しいといいながらも、言葉の使い方が一貫されてないんじゃないかなと思って不審にならざるを得ないということがあります。

ですから、この平成18年度以降の総合計画のあり方、実施計画の進・状況管理には多くの市民の参加を、その機会を具体的な思想でつくる、つくり上げる。そして、具体的に市民参加型、すぐ分析できるんですよ。市民参加、どのくらい参加させましたかというところでは、具体的に各審議会で何名と。これが、例えば全部合わせて100名としましょう。一応、目標は300名にしますといたら、それだけ目標、市民参加型をふやしたということになりますよね。だから、そのような市民参加型という言葉を使った以上は、市民参加をより数的に目標設定する。そのための施策展開、事業アプローチをするということが必要だと思うんですが、それについてを最後にお聞かせ願ひまして、2回目の質問といたします。よろしくお願いします。

○副議長（高橋秀男君）答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。まず、1点目の前期計画を振り返ったその成果について、行政評価のような制度を導入すべきではないかというようなご質問だったかと思うんですが、今までも議会の中でも行政評価制度については必要だという認識のもとにいろいろ答弁をさせていただきました。また、その実現に向けていろいろ準備をさせていただきましたけれども、残念ながら、今回、時間的な制約等もございまして、そこまでには至らなかった。これは、これから18年度からの検討課題として本格的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、実施計画の中にも18年度から本格的に導入するんだという形で規定をしてあるところでございます。

2点目の人口の関係でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、5カ年間の人口の増減を分析いたしますと、自然減として、生まれる人が552人で亡くなった方が1,399名と。つまり847人がこの5年間、自然減というような形で人口が減少していると。一方の社会増減から申し上げますと、転出入の差引きでいくと5年間で229人の減と。昨年は、先ほど言いましたように、転出入の差引きでいくと3人減少であったということが社会減、自然減の問題だというふうに思っております。

その中で自然減の関係につきましては、今、政府の方でも、先ほど市長の答弁にあったかもしれませんが、少子化対策という形で児童手当の拡充であるとか、出産一時金の増額であるとか、あるいは育児休業の取得に対しての助成であるとか、いろんな形で法律、あるいは新年度の国の予算の中でもいろいろ制度的なものが現在やられておりますので、その辺の内容を見させてもらった上で、そういうものを参考にしながら、18年度以降、そういうものに取り組んでい

く必要があろうかというふうに思っております。

産業別の関係でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、第1次産業が228人の減、第2次産業が17年と12年の国調対比、17年はあと一、二年たちませんと実際の分析されたものが国から来ませんので、その辺の分析を待たなきゃいけないわけですが、第2次産業が470人減少していると。第3次産業は149人減少。その辺の数字につきましては、今ちょうど、景気が時代から見ますと、非常に景気が悪い時代、また経済社会におきまして非常に難しい時代にあったなと思っておりますし、またすぐにはこれが回復することは望めませんけれども、計画事業の中には農業関係、あるいは水産業の関係についても担い手の確保であるとか、そういうものについても原課の方で計画事業として上げられておりますし、また、あるいは商工業、あるいは先ほど市長から答弁ございましたけども、企業誘致の推進等、いろいろその辺の対策につきましては計画事業の中に入れてあるつもりでございます。

4点目の行川アイランドの共立メンテナンスの関係でございますが、先ほど市長からも答弁ございましたけれども、昨年4月に行川アイランドウェルネスの森計画というような形で新しい形でのリゾートを目指すビジョンというものが示されたところでございます。その後7月に温泉掘削について県の方に働きかけをしてもらいたいというような話がございまして、市長が県の方に足を運んで、関係機関の方にも要請活動をしたところでございます。

また、その後、最近参りましたけれども、早い時期に具体的な計画を市の方に示したいというような意向も持っておるようでございますので、先ほど市長が支援につきまして前向きな答弁しておりますので、その方向で進むのかというふうに考えております。

市民参加型についてのワークショップの関係でございますけれども、13年度の計画策定の段階では、ワークショップとして17名の市民の方に計画の中に参画をしていただいております。この17名の方につきましては、10年間の構想としてお伺いするというような形になっておりますので、今回、あえて後期5カ年について、特に市民参画、ワークショップというものは設けなかったという考え方でございます。また、先ほど、市民アンケートとか、いろいろな形、おっしゃいましたけれども、5年前、平成13年の策定に当たって細かく市民ニーズ、あるいはアンケートというものを十分とってこの計画はつくってありますので、今回5カ年経過したとしても、特段、その辺、必要ないという形でそれはとらなかったということでございます。

それから、事後に、市民にいろいろな形で市民の意向を聞くべきであろうというようなご質問であったかと思うんですが、今回も実際、行政評価制度についても一つの目標でございました。もう一つは、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、パブリックコメントという制度、これは県の方で既に導入したところでございますが、計画の骨子、骨格の段階で市民からいろいろな形で意見をいただこうというのがパブリックコメント、手続制度でございます。今回の行政改革、あるいは第3次実施計画の中でもその辺の導入を検討するというふうに位置づけてございますので、県のやり方とか、あるいは先進のところのやり方を参考に市民のそういう意向、あるいはそういうものを反映するような形で計画事業の実施に当たっては、そういうものを踏まえた上での推進をしていく必要があるというふうに思っております。以上です。

○副議長（高橋秀男君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）勝浦駅北口開発事業の取り組みについてであります。議員、ご質問のとおり、市で今後の計画におきましては後期基本計画の中で平成22年度に基本計画や基本

設計を策定して事業を推進していくことにしております。これらの計画策定時におきましては、当然ながら住民の理解、また学識経験者の意見を広く聞くことが大切であると考えております。また、勝浦の貴重な自然をなるべく残すということにつきましても、十分調査、検討していく必要があるかと思えます。その時期が参りましたときには、こういった意見を広く聞いて対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○1番（土屋 元君）あと7分ありましたので、質問いたします。産業の現状という形の中で、もう数字はわかってますよね。認識をどうするかというのは、民間です、これ、みんなね。市民の産業。これは、基本的には経済厳しいから定年まで勤める予定が勤められなかったり、リストラされたり廃業してるということがあるんじゃないかということで、非常に厳しいと、市民の雇用の場は。そういうことを非常に感じて、これは真剣に対応しなくちゃいけないということが、そういう意識が行政当局に、これはどこのまちでもしょうがないんだよということなのか、いや、勝浦だけはこの数字をストップさせてみせるぞというような意気込みで、今後、分析して施策展開するのか、そのハートが違うと思うんですが、さっき企画課長答弁でワークショップの17年度云々を言いませんが、構想が10年間を云々と言ってる。今、この新行政改革だ、やれ、見通しだ、ことしの1月にこんなの出してる。これは何ですか。

普通のなぎだったら別に問題ないですけど、なぎじゃないから、より多くの市民ニーズを的確に把握すると。市長がみずから市民ニーズを的確に把握してると言ってますよ。これは、特に変わらないと。市民に対して大変に失礼な言葉ですよ。市民のことは聞かなくなっちゃって大して変わらないということなんです。的確にニーズを把握すると市長が言ってて、その部下の課長がそんなに変わらないからと、こんなアンマッチな中で言ってる、市長も思い切って市民に言って、皆さんがそのような気持ちを酌んで、そうですねって、こうやりましょうとかと提案するのが本来の執行側ではないかということ強く指摘しておきます。特段変わらないなんて大変なことですよ。特段変わらないのであれば、料金だって値上げなんかする必要ないじゃないですか。下げてあげればいい。あらゆる条件が変わって厳しい。耐えてもらわなくちゃいけないと市長が提案してる。そういうことの中で、住民ニーズを的確に把握するというのは、しょっちゅう世の中というのはニーズがどんどん変わってるということを一般的に言われてるじゃないですか。それを、先ほど時間がないから云々があったというけど、そんなの言いわけですよ。待ったなしなんですよ。

そこで、最後に時間がないから5分ですが、今、こういう場では執行部と議員ががががやってますが、要するに、あくまでも行財政改革の目玉というのは職員の削減になってると思うんですよ。これについて適正管理でやっていきますよとあるけど、実際、職員に対して意識調査というのはどのような形でされてるか。どんどん減らす、あるいは方針も、どんどん人も新規採用ないみたいだよと。自分の事務事業を考えて、恐らくよりよいサービスにするために現状の要員では不足と感じてる人、それでもやらなくちゃいけないと思ってる人、そういうことを分析する、だから、あくまでもそういうことも必要だと思うんですね。民間、みんなやってますよ。なぜやってるかという、取捨選択するんですよ。与えられた要件の中で事業成果をやっていかれないような幹部職員は要らないということです。それでも人が足りないと思ってるというような人間は、そういう資格にならないと、そういうような思いもあるんだということで、意識調査、ぜ

ひかれて、分析把握して、あくまでも今後は1人で1.5人分やるよ、もっと仕事があるよというような意識改革をするための材料として、市民の意識も大事だけど、職員の意識調査、今、全部、職員の削減、人件費の削減にいつちゃってるから、でも実際は一般職員がみんなやってることですから、それについてぜひ、要員が足りてるか足りてないか、そういうことまでもしやれば、おもしろい結果になると思いますね。その上で、勝浦の行財政厳しい、こういう状況だよと。ちょうど職員研修にも使えるし、また、市長以下、執行部を交えて、同じ方向性へ行かせるために一つのよき判断材料になるということも含めて、そのお考えを踏まえて、足元になるようなことをぜひお願いしたいと思います。

民間は、ただ単に景気が云々だけじゃなくて、定年もない、リストラもされる、廃業もされて途方に暮れるような状態があって、その中でも行政職員さんは定年までは確保されてるということの中で、ぜひ職員意識を把握した上でわかって高めていくという具体的な手段。だから、私がもし質問するのであれば、職員の中でアンケートとして、要員が少ないと思ってる、何人ぐらいいるんですか、そういうこと把握してますか、それでもやろうという人、何人ぐらいいますか、職員がまだ多いと思ってるという職員、何人ぐらいいますかとことさえも実際はやったっていいんですよ。そのぐらいの中じゃなければ、職員の意識改革というものはなかなか進まないと思いますが、これは強く要望して最後の質問といたします。ありがとうございました。

○副議長（高橋秀男君）11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

○

午前11時15分 開議

○副議長（高橋秀男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、平岡誠一郎議員の登壇を許します。平岡誠一郎議員。

（3番 平岡誠一郎君登壇）

○3番（平岡誠一郎君）議長のお許しをいただきましたので、提出いたしました通告に従い、質問をさせていただきます。

なお、私どもの会派、新風会より今定例会において3名の一般質問をさせていただきます。そのトップバッターとして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、大きく分けて3つの事項について質問させていただきます。第1点目は、ひろがりのある農業の振興についてであります。第2点目は、特定非営利活動法人（NPO法人）についてであります。第3点目は、学校や地域で子育てをする環境づくりについて、順次、質問をさせていただきます。

まず、ひろがりのある農業の振興についてであります。勝浦市は、房総半島の東南部に位置し、南は太平洋に面し、漁業が盛んです。農業は、稲作、畜産の複合経営を主としてJAブランドのいすみ米として郷ごころの名称でコシヒカリを販売し、生産振興を図っています。

平成16年度の農業産出額、千葉統計情報センター資料によりますと、総計で11億3,000万円

であります。各項目別は、畜産は35%で6億2,000万円、米は32%で5億6,000万円、野菜は27%で4億7,000万円、果実は1%で2,000万円、そのほかは5%で8,000万円となっております。農家数で見えますと、全農家は944戸で、自給的農家が189戸、販売農家が755戸となっております。その内訳は、専業農家が100戸、第1種兼業農家が34戸、第2種兼業農家が621戸であり、農家人口は3,798人であります。

また、5歳区切りの農業就労人口グラフを見ますと、極端な逆ピラミッド型で、15歳から40歳までは基幹的農業従事者がいない状況であり、農業就業人口も極端に少なく5名前後で推移しております。40歳から60歳までの基幹的農業従事者は若干の伸びがあるが、農業就労人口と合わせても10名前後で推移しております。60歳以上の基幹的農業従事者と農業就労人口が50名から100名以上の極端にふえているのが現状であります。勝浦市の農業就労人口率24.8%の基幹産業である農業を担う人は高齢者ばかりであります。勝浦市も就労年齢の若返り化や労働力の軽減化等、農業施策は多岐多様にわたり、事業を推進しております。

また、勝浦市は中山間地域で、野生獣による農林作物被害が年々拡大しており、農業振興上、深刻な問題となっております。千葉県夷隅農林振興センター振興普及部の資料を見ますと、平成16年度の鳥獣類による農作物の被害状況は、被害面積103.4ヘクタール、被害金額2,699万円となっており、特に野生猿、鹿、イノシシの被害が多く、イノシシについては夷隅地域全域に広がりつつある状況であります。これに加え、最近ではペット等で飼育されたハクビシン、アライグマといった輸入種が野外に住みつくようになってからは広範囲にわたり、農作物被害や生活環境被害がふえております。

夷隅郡内の被害届けのあったもので、獣類別に被害額を見てみますと、イノシシで1,372万円、猿で425万円、鹿376万円、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョンの4種類で385万円の被害が出ております。主な被害作物はタケノコ等、特用林産物、水稻、果樹、野菜類となっております。この状況は、被害届けのあったもので、実際は届け出のないものを含めると、これをはるかに上回る状態であると認識しております。

夷隅農林振興センターでは、野生猿、鹿、イノシシの被害防止対策事業として防護策の設置事業を行っております。この事業は、平成57年から始め平成17年度末までに電気柵延長34キロメートル、物理柵延長175キロメートル、総延長で約209キロメートルにもなります。また、農家自身の自衛策として竹酢、木酢、薫炭液等を利用した忌避効果による対策や簡易型電気柵対策、ワイヤーメッシュ柵対策等、いずれも安価な経費で効果の高い方法を用いているのが現状であります。

獣害による農作物被害の拡大は、農家の生産意欲の減退を招き、不耕作地の増加につながり、農林業の生産の大きな阻害要因となっております。我が勝浦市においても、同様の状況であると認識せざるを得ません。

勝浦市総合計画基本計画編後期、平成18年度から平成22年度、基本計画編の案が勝浦市総合開発審議会や各審議会等で答申され、決定し、運用されるわけではありますが、その案に基づき質問をさせていただきます。

第1章の、海と山の活力を生かし合う華あるまちづくり、第1節、産業が発展する仕組みづくり。1、ひろがりある農業の振興、1、現状と課題では本文中ほどに有害鳥獣による農作物への被害の拡大が農業への従業意欲に影響を及ぼしている。また、有害鳥獣対策を推進し、安定した

農業経営を推進する必要があります。

2、施策の基本的な方針では、担い手を核とした農地の流動化の促進や農業生産を支える後継者を育成、確保に努めるとともに、耕作放棄の対策や自然環境や動植物との共生やすみ分けに配慮した森林保全に努め、農作物の安定的な生産体制を確立します。また、農業の総合的な支援施策推進のため、農業団体や関連産業団体との連携を推進します、と述べられております。

3、施策の体系、2、農業の保全と育成では、2の1、生産基盤、近代化施設及び集落環境の整備による生産性の向上。2の2、農業生産の振興及び経営の安定化。2の3、有害鳥獣対策とひろがりのある農業の振興体系があります。

4、主要な計画事業では、施策名2の3、有害鳥獣の対策（農林水産課）。事業名、野生猿・鹿・イノシシ被害の防止対策事業。事業の内容。猿、鹿、イノシシ用防護柵の設置により農林産物被害の防止を図ります。事業名は、有害鳥獣駆除事業。事業内容として、有害鳥獣の駆除を勝浦猟友会に委託し、農林産物被害の防止を図りますと計画されています。以上のことを踏まえて伺います。

第1点目は、ひろがりのある農業の振興について現状と今後の展望について。第2点目は、国、県や農業団体、関連産業団体との連携や取り組み姿勢について。第3点目は、有害鳥獣の対策、有害鳥獣駆除事業の取り組みについて。第4点目は、勝浦猟友会の現状と今後の推移についてどのように認識しているのかどうか。第5点目は、勝浦市有害鳥獣駆除事業を勝浦猟友会の協力を得て捕獲事業を推進しておりますが、どのような体制で行われているのか、予算の現状と今後の展望について。第6点目は、勝浦市有害鳥獣駆除事業を他市町とどのような形で協力していくのか、また外来種はペット等の目的で飼育されておりますが、管理者の管理放棄が原因による野生化をどのように認識し、その対策についてであります。

次に、特定非営利活動法人（NPO法人）について伺います。NPO、Non-Profit-Organizationという英語の頭文字からとったもので、直訳すると非営利団体となりますが、現在、日本では市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、民間の立場で活動するものであれば、法人格の有無や活動の種類は問わないといった意味で使われることが多いようであります。

NPOは、行政や企業に比べて次のような特徴を持っております。地域社会あるいは地域を越えた多様な課題を解決するという社会的使命、ミッションや価値観に基づき、自主的、自発的に行動する団体であります。社会的課題の多様性、複雑性に対応し、幅広い分野で多様な価値観による多様な取り組みを行っておる団体であります。創造的で、専門的、先駆的なものが多く、社会の変化や人々の多様なニーズに柔軟かつ機動的に対応している団体であります。みずからの社会的使命、ミッションの達成を優先するため、民間企業では参入できないような非効率的なサービス分野においても活動することができる団体であります。1998年12月にNPO法が施行されて以来、全国で約2万4,000法人を超える法人が誕生し、現在もその登録数がふえる状況であります。

県では、NPO立県千葉の実現を目指して、平成14年11月にNPO活動推進指針を策定し、その行動計画に基づきNPO活動推進のため、さまざまな事業を展開してきました。その結果、千葉県パートナーシップマニュアルの作成や千葉パートナーシップ市場事業の実施など、NPOと行政の協働の仕組みづくりを初め、市民参加、市民主役のための仕組みづくりができ、NPO

立県千葉の実現は着実に進んでいます。

この間、NPOを取り巻く環境は大きく変化してきました。特定非営利活動法人（NPO法人）数は急激に増加し、また法人に限らず、市民の自発的な活動が活発に展開されるようになり、NPOに対する社会的期待は高まっております。

先日2月12日、当勝浦市におきまして千葉県NPO基礎講座が開催されました。その目的は、NPO活動が県民に十分に正しく理解されているとはいいがたいのが現状です。そこで、NPO活動に関する県民の理解を深めるため、NPO活動に関心のある方やこれからのNPO活動（市民活動）に取り組もうとする方などを対象に入門的な講座が開催されました。地域で活躍しているNPOの事例紹介を通じて、県民の皆様はNPO活動を身近に感じてもらいたい、NPO活動への関心を高めていただければとの内容でした。

基礎講座では、NPO法人たすけあいの会ふきのとう副代表の國生美南子氏によるNPOの基礎知識等のご講演をいただき、その後、地元のNPO法人宇宙21と夷隅自然を守る会の活動紹介があり、質疑応答及び意見交換が活発に行われて、勝浦市での開催の成果があったものと確信をいたしております。私もNPO法人宇宙21のメンバーとして参加させていただき、活動紹介をさせていただきました。担当の総務課並びに参加者、関係者にこの場をおかりしまして御礼を申し上げる次第であります。

さて、勝浦市総合計画基本計画編後期基本計画編案によりますと、2、だれでも主人公のまちづくり、1、現状と課題では、市民主体によるまちづくりグループ活動、あるいは個人による活動は十分に醸成されていない状況にあります。まちづくりへの市民、特に女性の参画を促すためには、まちづくりに対する意識を高め、行政に提案できる体制、行政と市民及び市民相互の情報交換の場の確保が求められています。2、施策の基本的な方針において、市民がだれでも主人公になれる行政支援体制を推進するため、まちづくりに参加したい市民団体の育成、支援に努めるとともに、特定非営利活動法人（NPO）との連携強化に努め、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。4、主要な計画事業。2、市民がだれでも主人公になれる行政支援体制の促進。担当課は企画課と総務課になっております。事業名は、特定非営利活動法人（NPO）との連携強化であり、事業の内容は、県との連携による支援、その他活動への理解と参加を促すための広報、普及活動を行いますと明確に示されております。

そこでお伺いいたします。第1点目は、勝浦市として、現在、活動している特定非営利活動法人（NPO法人）をどのように把握、認識されているかについて。第2点目は、勝浦市内での特定非営利活動法人（NPO法人）等の事業展開（協働事業）の実績と今後の方向性について。第3点目は、国、県、各種団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等との連携による支援や事業協力への取り組みと今後の展望について。

最後に、学校や地域で子供を育てる環境づくりについてお伺いいたします。あわせて、児童生徒の登下校時における安全確保の取り組みについてもお伺いいたします。

きのうの一般質問で同僚議員より同趣旨の質問がありましたが、一部、重複しますが、別の視点から質問をさせていただきます。

現在、勝浦市の少子化は深刻な状況と危惧しております。少子化により、地域経済に与える影響ははかり知れないものがあると考えます。健全な児童生徒の育成を目指して諸施策が展開されておりますが、効率的で効果的な結果がいまひとつ目に見えてこないのが現状であります。学校、

家庭、地域、市民が一体となった連携を図るのも重要であると考え、さらに連携を強化していくべきと思います。さらには、学校施設の充実も重要な案件でありますので、時代や市民ニーズに合った整備の充実推進が必要と考えます。

また、全国各地で児童生徒の登下校時に発生した重大事件は、幸いにも勝浦市では起こってはいませんが、不審者、変質者の出没は夷隅管内で22件、勝浦市でも5件発生しております。特に身体へのけが等はありませんでした、重大な事件が起きないとは言い切れません。起きないための予防対策が必要であり、児童生徒の安全、地域の安全や学校の安全に市民一丸となって取り組まなくてはなりません。

平成17年12月6日付の文部科学省の通達ダイジェストによりますと、登下校時における幼児、児童生徒の安全確保については、第1、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底、・安全な通学路の設定と定期的な点検の実施。・通学路における要注意箇所の把握と周知徹底。第2、登下校時の幼児、児童生徒の安全管理の徹底。・安全な登下校方策の策定、実施。・幼児、児童、生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備。・登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有。第3、幼児、児童生徒に危険予測、回避能力を身につけるための安全教育の推進。・通学安全マップの作成等を通じた指導。・防犯教室等の活用。・万一の場合に対応するための指導。第4、不審者等に関する情報の共有。第5、警察との連携。また、いかのおすし、不審者の誘いについていかない、乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせるを合い言葉に児童の指導を各小学校で行っております。千葉県警のホームページ「不審者情報マップ」での情報把握等々、通達されております。

昨年7月17日に勝浦市では勝浦市PTA連絡協議会、関係団体合同会議において「子供の安全確保のために」の会議が開催されました。この合同会議の趣旨は、子供の健全育成に日ごろより努力していただいております各団体の代表者の方に参加していただき、各関係団体が連携して子供の安全確保を図るにはどうしていけばよいかを協議する場として平成15年より勝浦市PTA連絡協議会が呼びかけて、この合同会議を開催しております。この会議で出された内容をもとに地域の方々への呼びかけやパトロールなど、取り組めるところから実行し、多くの方々の協力と努力で子供たちは大きな事故に巻き込まれることなく、元気に生活しています。勝浦市PTA連絡協議会では、皆様方に感謝するとともに、さらなる安全確保に向けて効果的な対応策を教えてくださいたく、引き続き合同会議を開催させていただきました。そして、これまでの各学校の取り組み等が紹介され、共通認識に立って子供の安全確保にご尽力されていきますと会議が開催されております。

また、勝浦市震災等緊急広報無線により、現在、月曜日、水曜日、金曜日の3回、午後2時に市民の皆様に対して教育委員会よりお願い放送が流れております。その放送の文章は、「教育委員会よりお知らせします。最近、不審者による子供たちをねらった事件が後を断ちません。子供たちを不審者から守るため、登下校の子供たちを見守ってくださいますよう、市民の皆様をお願いいたします」という内容であります。このことは、市民一人一人の犯罪撲滅への強い意思表示のあらわれと、防犯抑止力効果が期待できるものであります。

以上、お話しした内容を踏まえて質問をさせていただきます。

第1点目は、学校や地域で子供を育てる環境づくりの現状と取り組みについて。第2点目は、通学路の安全管理、防犯灯、安全施設の整備について、各学校、各区、各種団体の要望申請にど

のように対応しているのか。第3点目は、通学路の危険区域、防犯マップ等の情報公開や活用、取り組みについて。

以上で質問を終わらせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

○副議長（高橋秀男君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

（市長 藤平輝夫君登壇）

○市長（藤平輝夫君）ただいまの平岡議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、ひろがりのある農業の振興について申し上げます。

1点目のひろがりのある農業の振興についての現状と今後の展望についてであります。市ではひろがりのある農業の振興について、優良農地の保全や効率的な利用を確保する農地や農村の計画的な利用方針の策定、生産基盤の整備や農業経営の安定化を進める農業の保全と育成、地域資源を有効に活用する農業資源の新たな活用の促進、地元産物のPRを推進する関連産業の連携促進、以上の4つの施策を基本に取り組んでいるところでございますが、本市農林業を取り巻く環境は農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、依然として非常に厳しい状況が続いております。国は、食料・農業・農村基本計画に基づき、平成17年10月に経営所得安定対策等大綱を決定し、この大綱及び平成18年度で予定している関連法の改正により、平成19年度から価格政策から所得政策へと転換し、戦後の農政を根本から見直す施策を推進しております。

この大綱は3本柱からなり、一つとして、これまで全農家を対象とした農産品目ごとの価格に着目した対策を認定農業者や一定の条件を備えた集落営農といった担い手に絞り、その経営全体に着目する品目横断的経営安定対策、2つとして、米政策改革推進対策、3つとして、農地・水・環境保全向上対策であります。この改革は、農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など、農業、農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などを初め、多様な構成員からなる地域農業を担い手を中心として再編し、それと同時に食料の安定供給のほか、国土、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった農業、農村の持つ多面的機能の維持を発揮させようとするものであります。

今後、本市におきましても、この改革の流れにより、担い手の再編や農業、農村の多面的機能の充実を図っていくこととなりますが、これらの取り組みに当たっては中山間地域という地域の特性を十分に配慮した農業振興に努めてまいりたいと考えます。

2点目の国、県、農業団体、関連産業団体との連携や取り組み姿勢についてであります。現在、全国で進められております米政策改革の中で、米の生産調整について、行政主体で行ってきたものを今後は農業者と農協等農業者団体が主体となって行うよう進められておりますが、本市におきましても市の水田農業ビジョンを基本に、国、県、市及び農業団体等が協力して農業者に改革が浸透するよう取り組んでいるところであります。また、野菜、花卉などの農林産物の販路拡大につきましても、県と連携をとり、現在、進めているところであります。今後も農業制度改革、農林産物の栽培技術指導や農林産物の販売促進等につきまして、県及び関係機関、農業者と連携をとりながら推進してまいりたいと考えます。

3点目の有害鳥獣の対策、有害鳥獣駆除事業の取り組みについてであります。市では市内の農林産物を有害獣から守るため、千葉県野生猿・鹿・イノシシ被害防止対策事業による防護柵の設置、また野生猿・鹿保護管理事業及びイノシシ管理事業における猟銃やわなによる捕獲を実施し、有害獣の個体数減少に取り組んでおります。

4点目の勝浦猟友会の現状と今後の推移についての認識であります。勝浦猟友会の会員は現在49名おりますが、高齢化が進んでおり、壮年層の入会はあるものの、青年層の入会がないのが現状であります。特に猟銃による有害鳥獣の一斉捕獲は山林等傾斜地での実施となるため、捕獲に従事する高齢の会員にとっては体力的にかなり厳しいものと認識しております。このまま高齢化が進み、世代交代が進まないとなると、一斉捕獲の実施自体が困難な状況になる可能性があります。また、近年、農業者自身が農地、農作物等を守るため、わな限定の狩猟免許を取得して猟友会に入会するケースもあります。今後も狩猟という特殊性から、銃器免許取得者の会員数は減少傾向で推移するものと考えますが、捕獲事業を継続し、農業生産の安定化を図るため、猟友会と協力して後継者の育成、確保について検討してまいりたいと考えます。

5点目の勝浦猟友会の協力を得て推進している有害鳥獣捕獲事業の体制及び予算についてであります。有害鳥獣の捕獲については、千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領に基づいて実施しております。市は、県から有害鳥獣の捕獲許可を得た上で、その捕獲について勝浦猟友会に捕獲業務を委託しており、捕獲業務に従事する駆除員につきましては猟友会会長から推薦のあった猟友会員が当たっております。

また、捕獲方法につきましては、春と夏のそれぞれ約3カ月間、市として上野・総野地区の山林等を中心に実施する猟銃による一斉捕獲と、年間を通じて行うわなによる捕獲と2つの取り組みにより実施しております。

予算につきましては、主として勝浦猟友会への業務委託料で、その内容につきましては一斉捕獲時の従事者手当、わな制作費、捕獲用弾代、有害獣捕獲に係る報償費及び従事者の損害保険料等であります。今後の予算動向につきましては、被害の状況を十分精査した上で、その対象や内容について必要に応じた見直しを行ってまいりたいと思います。

6点目の有害鳥獣捕獲事業の他市町との協力推進についてであります。郡内の旧大原町、岬町及び夷隅町の各猟友会には平成14年度から勝浦猟友会の要請により、有害鳥獣捕獲事業に協力をいただいております。これは会員数の減少により、一斉捕獲事業に支障を来すことからご協力を仰いだものでありますが、現在は大原猟友会、夷隅猟友会、御宿猟友会にご協力をいただき、事業を行っております。有害鳥獣は、行政区域を超えて移動し、広範囲にその被害を及ぼすため、近隣の市、町は情報を共有し、その対策に当たる必要があると考えます。したがって、今後も他市町猟友会のご協力をいただき、行政間同士で群れの移動状況等の情報交換を綿密に行いながら捕獲事業を推進していく考えであります。

また、野生化した外来種の認識とその対策についてであります。平成17年6月1日から特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法が施行されました。この外来生物法で特定外来生物に指定され、本市において農作物に被害を与えているものはアライグマ、キョンであります。また、特定外来生物に指定はされていないものの、ハクビシン、タヌキによる被害も看過できません。市といたしましては、関係機関と協力し、特定の外来生物による生態系や農林水産業への被害を防止することを目的とした外来生物法の趣旨を市民に周知するとともに、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、その捕獲に努め、農林作物等の被害を防いでまいりたいと考えます。

○副議長（高橋秀男君）市長答弁中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

○

午後 1 時 00 分 開議

○副議長（高橋秀男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を続けます。藤平市長。

（市長 藤平輝夫君登壇）

○市長（藤平輝夫君）答弁を続けさせていただきます。

特定非営利法人、いわゆる NPO 法人について申し上げます。1 点目の市として、現在、活動している NPO 法人をどのように把握、認識しているかについてであります。平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動を初めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与するとしており、この趣旨に沿って、現在では全国で約 2 万 5,000 もの NPO 法人が誕生し、県内の法人数も、昨年末で全国で 4 番目に多い 971 法人に達したと聞いております。そして、この NPO 法人を初め、市民活動団体が新しい広がりを見せ、福祉、環境保護、まちづくり、平和、国際協力など、多彩な分野にわたり活動が活発化し、市民が共同して安心のネットワークの実現を目指す取り組みが各地で広がっていることは喜ばしいことと認識しております。

2 点目の勝浦市内での特定非営利活動法人等の事業展開の実績と今後の方向性について申し上げます。現在、市内の NPO 法人は内閣府認証法人の宇宙 21、県認証法人の南房総福祉サービス振興会、千葉をつくる会、海人舎ダイビングクラブ、日本鷹匠学校の 5 法人と把握しております。そして、それぞれの活動分野において、保健、医療、福祉の推進、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術、文化、芸術、スポーツの振興、環境の保全、災害救援等々、幅広い活動が展開されていると伺っております。中でも NPO 法人宇宙 21 が 1999 年にスタートさせたクリーンキャンペーンは、地域団体や市も協力しながら、毎年 7 月に開催され、現在も継続しているなど、定着した活動となっていることは評価できることであり、今後、これらの活動を通じて多くの市民の方々が NPO 活動に対して理解を深めることができれば大変意義があると考えております。

3 点目の国、県、各種団体、NPO 法人等との連携による支援や事業協力への取り組みと今後の展望について申し上げます。近年、地方分権や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、市民の自由な社会貢献活動は、行政の対応が分野をカバーしつつ、行政とともに公益を担っていく原動力の一つとして期待されております。市としても、今後、県 NPO 活動推進課との連携による支援を初め、市民がその活動に対する理解や参加等について、広報、市ホームページを活用した情報の発信など、NPO 法人との連携強化に努め、市民と行政が一体となったまちづくりを推進する必要があると考えております。

以上で平岡議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。なお、教育問題につきましては教育長より答弁をいたさせます。

○副議長（高橋秀男君）次に、松本教育長。

（教育長 松本昭男君登壇）

○教育長（松本昭男君）ただいまの平岡議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、学校や地域で子供を育てる環境づくりの取り組みについて申し上げます。このことにつきましては、勝浦市総合計画の第2次実施計画に示しました項目の主なものについて述べさせていただきます。

1 項目目として、地域総ぐるみでの青少年の教育体制の推進についてであります。具体的な事業として家庭教育学級、心の教室相談活用事業及び青少年のつどい大会について説明いたします。

まず、平成17年度の家庭教育学級は、行川小、豊浜小、名木小学校において各3回、北中学校で2回、計11回開催をいたしました。それぞれの学校を会場として保護者に参加いただき、子供たちが心身ともに健康で心優しく育つことを願い、親の役割や家庭づくり等について学習を行いました。

心の教室相談活用事業は、スクールカウンセラーが未配置の中学校に、かわりとして心の教室相談員を配置する事業ですが、現在、各中学校にはスクールカウンセラーが配置されましたので、事業としては平成16年度で終了いたしました。これにかわるものとして、今年度は勝浦小学校を対象に子供と親の相談員活用事業を実施し、心理的に不安定な子供の指導に努めております。

青少年のつどい大会は、子ども会を対象に、男子はソフトボール大会、女子はミニバスケット大会を開催し、スポーツを通じて相互の親睦と友情を深めるなど、青少年の健全育成を図っております。

2 項目目の社会の変化と地域の特色に対応した教育内容の充実につきましては、中学生海外派遣事業、情報教育推進事業、社会体験学習事業、及び各種スポーツ教室の開催について説明いたします。

中学生海外派遣事業は、平成12年度から実施しておりますが、今年度からプローポーザル方式による業者選定を実施し、関係課長のほか各中学校の校長を委員に選任し、10日間の行程がより安全で充実したものとなるよう努めております。

情報教育推進事業では、コンピュータなどの情報機器及びソフトの充実を図るとともに、教職員の研修を促し、現代の情報化社会に対応できるよう、児童生徒の基礎的技術、能力の向上に努めております。今年度は、小学校のコンピュータ機器の更新を行ったところであります。

社会体験学習事業は、小・中学生のボランティア活動や中学生の職場体験学習が主なもので、職場体験学習は平成12年度に県のモデル事業として実施したのが始まりです。平成14年度から市の単独事業として実施しております。内容は、中学2年生を対象に、市内の事業所の協力を得て、2日ないし3日間の職業体験を行い、職業生活や社会生活についての視野を広め、進路選択の意識の向上、地域の方々との交流を深めるものとして実施しております。

各種スポーツ教室の開催では、ソフトテニス、水泳、バレーボール、サッカー等の教室を開催し、子供たちに生涯にわたってスポーツを気軽に楽しむことができるよう、ルールの習得や技術の向上を図っております。

3 項目目の教育施設の充実と利用の推進につきましては、勝浦小学校改築事業及び学校体育施

設開放事業について説明いたします。

勝浦小学校の改築は、平成14年度に実施した耐震診断の結果を受け、平成15年度に改築の方針を決定し、現在、校舎の基礎部分及び1階部分の躯体工事が終了し、2階部分に取りかかっているところであります。グラウンドが狭くなり、子供たちには不便をかけていますが、保護者の理解、協力もあり、教育活動には大きな支障もなく進んでいるところです。

学校体育施設開放事業は、地域住民のスポーツ活動の場として学校の体育施設の夜間開放を行っているものです。市内小・中学校の体育館すべてを開放し、平成17年度現在の登録団体は30団体となっております。

次に、通学路の安全管理、及びそれらに係る要望申請への対応についてでございますが、各学校では定期的に通学路の点検を実施しております。その結果を見ますと、大きく分けて道路の狭さと日没後の暗さの2つの問題があると考えます。二輪車や自動車の通行量が年々増加する中、市内には幅員の狭い道路が多く、また国道であっても歩道のない箇所が多くあります。また、防犯灯や街路灯がない通学路もあります。学校はもちろん、地域の方からも道路の拡張、照明器具設置の要望が出されておりますが、これらにつきましては関係課及び地域整備センターにお願いするとともに、防犯灯の設置には関係地区の区長さん方にもお願いをしているところであります。特に県道天津小湊夷隅線の荒川地先は道路が狭隘で自転車通学の生徒にとっては危険なことから、昨年の10月に夷隅地域整備センター所長に改善の要望書を提出いたしました。また、12月には荒川小学校の保護者から貝掛交差点の上野方面側に横断歩道を引いてほしいとの要望があり、勝浦警察署に要望書を提出いたしました。この横断歩道につきましては、3月中旬に設置されることとなっております。

3点目の通学路の危険区域、防犯マップ等の情報公開や活用の取り組みについてでございますが、各学校において職員はもとより保護者や子供たちと地区内の危険箇所の点検を行っております。また、地元の駐在さんの協力を得ながら、点検の結果をもとに通学路の危険マップを作成しております。その周知、活用につきましては、児童生徒を初め、各学校で開催する保護者会や防犯会議、あるいは学校だより、回覧などで、保護者、地域の方々に周知し、登下校における児童生徒の安全確保に役立つよう活用に努めております。

以上で平岡議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。平岡誠一郎議員。

○3番（平岡誠一郎君）ご答弁、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、ひろがりのある農業の振興についてであります。農業の持続的な発展に関する施策が十分とは言えないと認識いたしました。と申しますのは、農業の担い手、後継者育成の明確化が施策に反映されていないと思うのであります。現状のままで推移しますと、5年後、10年後には超高齢化となり、担い手、認定農業者の育成確保が困難な状況になるのではないのでしょうか。今まさに人材、担い手、認定農業者の育成確保が急務と考えます。新規就農青年の確保や女性の参画、民間活力による営農についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、先ほどのご答弁から判断いたしますと、ハード面等ではいろいろな施策が展開され、運営されてこそ経営の安定がなされるものと確信をいたしております。そのため、農業生産力の基盤整備は充実すると確信します。また、勝浦市で現在行われております中山間地域等支払交付事業の交付を受けて、南山田地区において事業の推進をしております。この中山間地域等支払交付

事業の施策、取り組み状況は農地の法面点検、水利管理、賃借権設定、農作業の委託等が主だっております。今後、この事業の施策の展開によっては、離農による空き農家対策や農業従事者不足による耕作放棄地復旧や耕作放棄地保管理施策、鳥獣被害防止柵、土地改良事業等、利用価値があると思います。この中山間地域等支払交付事業を有効利用し、積極的に展開していくべきと思われますが、どのようなお考えかお伺いいたします。

有害鳥獣の対策、有害鳥獣駆除事業の取り組みについてであります。勝浦市の有害鳥獣捕獲業務委託は、先ほど市長のご答弁にあったように、従事者証及び鳥獣捕獲従事者証の交付を受けて従事しております。平成18年度の勝浦市の予算書によりますと、有害鳥獣捕獲業務委託料という名目で支払いをされております。その支払いの内訳は、捕獲手当、鹿駆除は1人1日6,000円日当を支払い、年間20人で26日間、312万円予算化しております。猟犬借り上げは1日1人5,000円日当を支払い、年間3人で26日間、39万円予算化されております。わな製作費は、ワイヤーわなで20万円、箱わなで12万円、これはイノシシ用ですね。箱わな、ハクビシン等用で7万円で、合計で39万円予算化されております。猟銃の弾代は猿の弾代で2,700円の50箱分で13万5,000円、鹿とイノシシの弾代で単価が1,900円の80箱分で15万2,000円予算化されております。捕獲手当、これは頭数による捕獲手当ですね。猿1匹8,000円、100頭分で80万円、イノシシが1頭7,000円で260頭分、182万円、鹿が1頭6,000円で10頭分で6万円、キョン1匹2,000円で50頭分で10万円、小型獣が1匹2,000円で300頭分の60万円予算化されております。そのほかに賠償障害保険料、わな獣捕獲用が35名分で28万3,850円、散弾銃による一斉捕獲用として21名分、30万7,860円で、総合計で815万9,000円予算化されております。

有害鳥獣捕獲は、有害鳥獣の被害が発生して農林水産課、市役所に連絡が入り、職員及び鳥獣捕獲従事者が現地調査をして対策を講じるわけですが、有害鳥獣が被害場所にいれば猟銃による捕獲もできますが、有害鳥獣は夜行性であり、行動半径も広く、猟具による駆除が有力な方法になります。しかし、現在の駆除事業は、捕獲して初めて獣類別の捕獲手当が支払われます。猟銃による駆除や猟具をしかけて定期的に見回しても、捕獲しなければ鳥獣捕獲従事者にその費用を支払う手当の予算がありません。

そこでお伺いいたします。市は、有害鳥獣捕獲業務委託を勝浦猟友会に委託しており、この件の予算措置を講じる必要があると思いますが、どのようなお考えか、お伺いいたします。

次に、勝浦猟友会の現状、平成16年度の会員で見ますと、大正生まれの人が2名、昭和元年から10年代までは22名、20年代は18名、30年代は4名、40年代は2名と合計47名の会員がおります。60歳以上の方の会員が5割を超える会員構成となっており、ますます高齢化が進むものと考えられます。また、勝浦市有害鳥獣捕獲事業の構成員は41名で、そのうち市内従事者は32名、市外従事者が9名であります。勝浦市有害鳥獣一斉捕獲事業の構成員は21名で、市内従事者は12名、市外従事者は9名となります。このまま推移しますと、有害鳥獣捕獲業務委託の事業が成り立たなくなるのではないのでしょうか。勝浦猟友会の育成支援も重要なことであると認識いたします。

そこでお伺いいたします。勝浦市有害鳥獣捕獲員の置かれている立場をどのように位置づけ、市民に周知、説明されているのかお伺いいたします。また、今後は勝浦市農林水産課の職員も従事者として登録し、事業を遂行しなくてはならないと考えますが、あわせてお伺いいたします。

今月下旬に御宿町の猟友会と勝浦猟友会が協力して行政区分を越えた合同による有害鳥獣駆除

事業を行うと聞きました。今回初めての試みである行政区分を越えた他市町との有害鳥獣駆除事業をどのように考え、今後、どのような方向で推移していくのか、お伺いいたします。

次に、特定非営利活動法人（NPO法人）についてであります。現在、活動している特定非営利活動法人は、先ほどご答弁がありました、市内は5法人であります。狭義のNPOを含めると勝浦市には11団体が存在しますが、それらをさらに広める最広義のNPOになると市民の自発性に基づいた営利を目的としない自律的、継続的に社会サービスを提供する団体のことで、NPO法人、ボランティア団体、住民活動団体などがあり、自発性に基づいた社会的に活動を行う自治会や町内会、婦人会等があり、さらには学校法人や財団法人、生活共同組合、地域団体、実行委員会、同窓会なども含まれます。活動分野はさまざまであり、目的を持って活動する団体を広い意味でNPOとして定義されていますし、使う場合があります。平成7年の阪神・淡路大震災や平成9年の日本海重油流出事故においてボランティアやNPOの救援活動などに大きな成果を上げたことが高く評価されるとともに、マスコミなどを通じて広く伝えられ、その重要性が認識されました。また、地方分権や少子高齢化など、社会環境が大きく変化し、人々のニーズも多様化する中で、市民の自由な社会貢献活動は行政の対応が難しい分野をカバーし、公益性を担っていく原動力として期待されております。

NPOの持つ専門性、先駆性、多様性、共感性、柔軟性、地域性、国際性、啓発性、血縁性が、社会や行政が抱える諸課題を解決するかぎを握っていると認識せざるを得ません。NPOは、新しい社会サービスの担い手として期待されております。藤平市長が唱えております市民がだれでも主人公になれる行政支援体制を推進するため、まちづくりに参加したい市民団体の育成支援に努めるとともに、特定非営利活動法人（NPO法人）との連携強化に努め、市民と行政が一体となったまちづくりを推進しなくてはなりません。

しかし、行政の担当者が変わってしまい、話し合いの継続ができない場合や話し合いをしたいが、いつになったら回答がもらえるのか、パートナーシップ促進と言うが、担当者と話し合う機会が得られない状況があるとか、このような問題に対応することはNPOから相談があれば、責任を持って対応し、必要に応じて話し合いの場を設ける。紹介に対しては期限を明示する。担当者が変わった場合は、引き継ぎ体制をしっかりと整えるなどといったよりよいパートナーシップを築いていくためには、行政も継続的で責任ある体制をつくる必要があります。NPOとパートナーシップを進めていくためには、行政はNPOに関する学習や情報収集を行うことや、各課の検討をもとに全庁的な体制、仕組みづくりの構築が必要と思われます。市民主役、市民参加のパートナーシップ型行政への転換と構築が必要であると思われますが、どのようなことに視点を置き、事業を推進していくのかお伺いいたします。

また、NPO法人の税金については、税法上の収益事業を行っている場合、所得に対して法人税、法人住民税、県民税、市町村民税の法人税割、法人事業税が課税されております。千葉県では、収益事業を行っていない場合には申請により法人県民税の均等割を減免しております。勝浦市も、法人市民税の均等割を減免措置しておりますが、法的根拠をお伺いいたします。

次に、勝浦市内での特定非営利活動法人（NPO法人）等の事業展開、共同事業の実績と今後の方向性については、例えば先ほど答弁にもありましたが、宇宙21が立ち上げて、各種団体のご協力により自然環境保全事業のクリーンキャンペーン・イン・南房総が勝浦中央海岸、勝浦漁港、その他周辺を会場として清掃活動を行っております。現在は、実行委員会組織で企画し運営

して事業を継続的に開催しております。また、社会教育事業の福祉問題における映画の上映会や災害救済事業の意識啓発の一環として阪神震災や県防災センター災害、及び地震等のパネルの展示会や映画の上映会等を勝浦市教育委員会の後援で開催させました。大変感謝しておるとのことです。このにより、勝浦市でもパートナーシップ事業の効果があるのではないのでしょうか。

多様化、多元化する市民ニーズに行政がよりの確にこたえられるようになったり、市民の自助力がアップしたり、行政への市民参加が促進したり、行政の構造改革を見出すなどの効果が期待できるわけであります。

しかし、そういった活動や事業を行う上でさまざまな課題があります。

1つには、NPOと行政の相互理解不足であります。相互理解が不足していることがパートナーシップを築こうとするときに最大の障害になります。基本的な情報が行政職員の間で十分共有されていない状況であると思われます。また、行政の仕組みや事業内容や施策などについても十分理解できない状況があり、パートナーシップを進めようとしてもNPOが何を提案できるのか、わかりにくくしております。

2つ目は、特定のNPOだけとの関係が強くなり、第三者から見ると公平性を欠いていることでもあります。

3つには、NPOの下請化であります。NPOは、行政の下請ではありません。パートナーシップを進めようすると、ややもするとNPOの自立を損ねたり、NPOを行政の下請としてしまったりするおそれがあることに十分注意する必要があります。

4つには、各行政主体間の役割の違いが不明確な点であります。市行政と県行政、県行政と国との役割の違いを整理して進めないと、市行政と県行政がパートナーシップの進め方について違う方針を持っている場合、うまくパートナーシップを組めないなどといった問題が発生します。

5つ目には、パートナーシップとしての選択基準が不十分な点であります。パートナーシップを組むことができるNPOを選択する基準やノウハウがまだ十分確立されていないのが現状です。

6つ目には、行政の縦割りです。

7つには、NPOと行政の役割分担が不明確な点であります。

8つには、パートナーシップの効果が不透明な点であります。パートナーシップの促進と行政が方針を固めても、実際にはそれがどのように進んでいるのか、どのような効果があったのか、市民にわかりにくいという指摘があります。9つ目には、NPOの事業遂行能力に対する不安であります。

以上、パートナーシップを築こうとするときの課題であります。このことを踏まえて伺いいたします。

NPOと行政の相互理解不足であります行政の限られた担当課とNPOとのパートナーシップの推進だけではなく、全課的に統一した手法による相互理解の推進体制の確立とパートナーシップを築く基本的な考え方や情報把握及び情報発信について伺いいたします。

続いて、行政の縦割り問題であります。総務課が窓口として特定非営利活動法人（NPO法人）を担当しておりますが、活動や事業を行う上で複数の課にまたがる場合に、庁内一本化の対応ができないものか伺いいたします。また、市民、団体によるNPO事業の各事案ごとの担当課による一本化や総合窓口対応ができないものか、あわせて伺いいたします。

次に、NPOと行政の連携による支援や事業協力への取り組みと今後の展望についてですが、パートナーシップ事業を進めていくためには、事業の中でどういう形態のパートナーシップが組めるのか見極めが必要です。行政とNPOはさまざまな手法によるパートナーシップ事業の形態があると思います。その形態は、1、情報交換、意見交換。2、企画の立案への参画。3、事業協力。4、実行委員会。5、共催。6、補助。7、後援。8、公共施設等の提供。9、委託。10、公共施設の管理運営などであります。以上のパートナーシップ事業の形態であります。

勝浦市もさまざまな手法でパートナーシップ事業の推進が図られております。例えば、勝浦環境市民会議、市民ワークショップ、市民懇談会、市民アンケート、観光アンケート、勝浦ビッグひな祭り、いんべやあフェスタ勝浦、カツオまつり、コスモスフェスタなどが勝浦市にはパートナーシップ事業が存在し、さまざまな手法を用いて現在行っており、今後もさらに意識を持って進めてもらいたいと思います。

パートナーシップ事業を事業目的に沿って適切な形態で選択することが必要であり、さらにはパートナーシップ事業の評価も重要になってきます。パートナーシップ事業の評価は地域課題や市民ニーズによりの確にこたえ、受益者や市民に対する事業成果をより大きなものにしていくところにあります。

そこでお伺いいたします。市として、パートナー双方や第三者からの評価を受け、それを公表し、透明性を確保することが重要と思われませんが、今後、どのように対応し、検討されるのかお伺いいたします。

最後になりましたが、学校や地域で子供を育てる環境づくりについて伺います。現在、行われております登下校時の安全確保は、勝浦市や教育委員会、学校、関係する諸団体、地域、市民の皆様の協力のもと、子ども110番やスクールガード、パトロール隊、見守り隊、犯罪ステッカー、防犯ボランティア、老人会、放送、地域の方々のご好意等で犯罪がはびこる死角をつくらないことなどで子供を育てる環境づくりのために施策や事業展開が官民一体となって取り組んでいることに敬意をあらわすものであります。平成17年度も今月末をもって事業終了となり、4月よりは新しい年度が始まりますが、一つの節目である教育委員会として、ご協力いただいております市民の皆様に改めて感謝の気持ちと新たなお願いをされてはどうでしょうか。このことは、市民の一人一人の犯罪に対する意識づくりの高揚と犯罪に対する抑止力の効果があると思われませんが、どうでしょうか。

最後に、通学路の安全マップ、防犯マップ等の活用についてであります。現在、各小・中学校の通学路マップは教育委員会において把握されており、危険区域、防犯マップ等は先ほどの説明でもありましたが、このマップの実態はいまいち市民に知らされていない状況ではないでしょうか。活用方法や情報公開等について積極的に市民に周知すべきと思いますが、再度、見解をお伺いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋秀男君）答弁を求めます。岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答え申し上げます。初めに、担い手の育成の関係でございますが、市では担い手を育成、確保するために認定農業者の新規掘り起こしや集落営農の取り組みなどを行っております。認定農業者につきましては、この近年、増加傾向で推移をしているところでございます。

また、兼業農家が定年を機に経営拡大し、農業に取り組む事例も見受けられますので、今後、

団塊世代が退職を迎える時期を迎えまして増加する傾向があると思いますので、このような例も定年帰農者として担い手として育成をしていきたいと考えております。

新規就農の関係につきましては、農業におきましても青年層の確保が農業の持続的な発展に欠くことができないと考えておりますので、1人でも多くの青年層に就農していただけますよう、認定農業者等、また関係団体と連携しながら農業の重要性、魅力等を伝えてまいりたいと考えております。

また、女性の参画の関係ですが、市内では直売所、あじさい館が活躍しているところでございますが、今後、ますますこれが発展していくことを期待しているところでございます。

また、民間活力の関係につきましては、さきに農業経営基盤強化促進法が改正となりまして、条件等クリアすれば、一般企業の農業参入も可能となっております。現在、これに係ります基本的な構想、農業委員会と連携をとって検討しておりますが、この作業の中で民間活力の活用につきまして検討できたらと考えております。

次に、中山間地域等直接支払制度の展開というご質問ですが、勝浦地域は中山間地域であります。自然的、社会的条件等により耕作放棄もされやすい状況となっております。したがって、本制度の活用は耕作放棄地等防止等に対しまして有効であると考えております。このため、今後とも農業集落等に対しまして本制度の活用につきまして粘り強く働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、有害鳥獣捕獲事業にかかわるわな等の見回りに対する諸手当の関係についてでございますが、捕獲従事者の日ごろのご苦労は十分認識しておりますので、同じ鳥獣被害に苦慮し、実施しております関係市町村等も参考にしながら、被害状況等を精査しまして、必要に応じた見直し等を図ってまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣捕獲員の置かれている立場についてご質問がありましたが、勝浦猟友会の捕獲員の皆様におかれましては、公私ともお忙しいところを時間を割きながら有害鳥獣による農作物被害防止にご尽力をいただいているところでございますが、深く感謝をするものでございます。従来、広報等により有害鳥獣の捕獲につきましては周知を行っているところでございますが、今後とも引き続き猟友会の現状などを周知をいたしまして、市民の一層のご理解をいただきますよう努力していきたいと考えます。

また、農林水産課の職員が捕獲従事者として事業を遂行してはというご質問でございますが、現在、一斉捕獲時には捕獲された現場に赴き、捕獲団体、捕獲個体の確認や記録を行っております。職員の免許取得につきましては、専門性を有する資格の関係でございますので、猟友会の今後の状況や近隣市町村の取り組みなど、総合的な観点から研究してみたいと考えます。

最後に、勝浦猟友会、御宿町猟友会との連携の関係でございますが、最近、御宿町と隣接する地域からの被害報告が多くなってきておりますので、この関係で今回、初めて協力体制で行うことになったところでございます。今後におきましても、被害解消のため、御宿町と協力をしまして被害の実態に見合った効果的な捕獲を行ってまいりたいというふうに考えます。以上です。

○副議長（高橋秀男君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、NPOの関係についてお答えをいたします。まず、パートナーシップ型行政の転換の関係でありますけれども、厳しい財政状況の中にありまして、これ以上の財政規模の拡大ができない状況の中では、従来型の社会サービスの提供のあり方の転換が大き

く求められるというふうに認識をいたしております。そういう中で、NPOとのパートナーシップを推進するには、NPOの社会的役割とか、あるいは特性、あるいは能力等を生かすことが重要だというふうに認識をいたしております。

次に、税法上の関係でありますけれども、特定非営利活動法につきましては46条で税法上の特例に関する規定が設けてございます。このうち市民税に関しましては法人市民税の法人税法上の公益法人とみなすという規定がございまして、みなし規定を適用した上で市税条例の中で減免がされているというふうに理解をいたしております。

相互理解と情報収集の関係であります。パートナーシップ事業を進めていく上では最大の課題はNPOとの相互理解にあるというふうに考えております。なかなか難しい問題であります。特に情報の収集等につきましては、県のNPO情報ネットなどを活用してまいりたいというふうに考えております。

窓口の一本化の関係であります。県でいいますワンストップサービスによるパートナーシップの推進の関係だと思っておりますけれども、基本的には現時点では総務課を総括窓口とさせていただきたいというふうに思っております。そのほか他課との連携、あるいは協議をしてまいりたいというふうに考えております。

事業の評価の関係であります。県におきますパートナーシップ事業の評価のためのガイドラインが示されております。よって、これらを参考に研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（高橋秀男君）次に、押垂教育課長。

○教育課長（押垂義郎君）市民へのお礼とお願いについてというようなご質問だったと思うんですが、議員ご指摘のとおり、感謝の気持ちを表することは大切なことと考えております。4月の年度変わりを機に市民各位に対し、また関係機関、団体等に対しまして、新たなお願いとともに感謝の意を表したいというふうに考えます。

次に、通学路の安全マップ等の活用でございまして、現在、各学校ごとに学区の関係団体機関と具体的な活動について協議をしておりますので、そのような場において学校でつくりました安全マップを提示するなどして、一層効果的な活用を図っていきたいというふうに考えます。以上です。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○

○副議長（高橋秀男君）続きまして、八代一雄議員の登壇を許します。八代一雄議員。

（14番 八代一雄君登壇）

○14番（八代一雄君）議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、一昨日、終了しましたビッグひな祭りについて、少し触れさせていただきます。ことしで6回目となり、勝浦の最大のイベントとして全国的に定着してまいりました。ことしは悪天候にもかかわらず、昨年を上回る26万人近い来場者数を記録し、最後の週末は遠い昔をほうふつさせるかのような大変なにぎわいが見られました。改めて、市長の勝浦ネットワーク

からの発案のすばしらしさに敬意を表します。そして、この盛大なイベントの陰には、毎年ボランティアの人たちや実行委員会の尽力もさることながら、あえて言いますが、担当課の守沢課長、現場委員長の玉田係長を初め、若手職員の皆さんの朝早くから夜遅くまでの長時間にわたる大変な仕事に対し、本当に頭の下がる思いです。お疲れさまでした。まだまだ後片づけの真っ最中ですが、できれば少しの間ゆっくりしてください。

それでは、通告順に従い、質問させていただきます。

まず、本市の人口減少問題についてお尋ねいたします。近ごろ全国的に人口減少問題が話題になっております。たくさんの原因が考えられますが、その最大とも言える原因が少子化にあるのはご承知のとおりです。最近では予想以上に少子化が進み、超少子化時代とも呼ばれています。国、県はとにかく、本市においては少子化に対してこども館の開設を初め、子育て、教育面にといろいろと積極的な施策を展開しておりますが、やはり御多分に漏れず、ながらく人口の減少が続いております。地方の自然の姿で仕方がない感じもしますが、さすがに2万3,000人を割ってしまつては、今まで以上に真剣に取り組む必要性があると考えます。

ここで市制施行以来の勝浦市の人口推移を住民基本台帳に基づいて振り返ってみます。ご承知のように、本市は昭和33年10月1日に市制施行いたしました。そのときの人口が3万1,400人でスタートいたしました。その後、3万人を初めて割ったのが昭和38年11月、2万9,000人を割ったのが41年5月、2万8,000人割れが44年3月、以下、2万7,000人割れが49年3月、2万6,000人割れが55年3月、59年の4月に武道大学が開校し、61年4月に2万6,000人台に復活。63年10月まで維持したものの、翌11年、再度2万6,000人を割り、平成6年8月に2万5,000人、11年10月に2万4,000人、16年8月に2万3,000人を割って、平18年1月現在、2万2,490人の人口で推移しています。

もう少し詳しく分析しますと、昭和38年10月まで継続した3万人台は、市制施行前からで、国勢調査による昭和22年の3万4,589人をピークとして20年近く続いていたものと思われます。

2万9,000人台は2年6カ月、2万8,000人台は2年10カ月、2万7,000人台は丸5年、2万6,000人台は丸6年、大学の影響で4年後に6カ月間だけ復活、2万5,000人台は6年と9カ月、2万4,000人は5年2カ月、2万3,000人は4年10カ月維持していたというデータになります。特に2万4,000人台、2万3,000人台とだんだんペースが早くなっていることに注目してください。

市制施行以来、ほとんど毎年少しずつ減り続けてきた人口の問題、きのう、きょう始まった問題ではありませんが、最近、毎年毎年二、三百人ずつ減少していく状況を市長はどのように分析しているのかお聞かせください。そして、この人口減少問題を少しでも改善できれば、本市にとって最大の行政改革につながっていくと思います。深刻な問題ですぐに結果は難しいでしょうが、今後、ほとんどの事業施策の根幹にある人口減少問題について、今こそ市の最重要課題として対策委員会等を設置し、関係する条例改正も含めた本格的な取り組みの必要性があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

次に、ごみの有料化についてお尋ねいたします。現在、19年度からの実施予定に向けて17年度、18年度にかけてごみの有料化について検討されていると聞いております。まずは、今回、有料化に踏み切ろうとする理由をお示しください。17年度1年間を経過する途中ではありますが、どのような検討状況になっているのか、また予定どおり19年度からの実施となるのか、あ

わせてお尋ねいたします。そして、有料化となるとごみ袋を値上げすることが一般的な形ですが、やはりそのような方法で検討されているのか、お聞かせください。

最後に、職員提案制度の活用についてお尋ねいたします。近年、市民の声を行政に取り入れようと男女参画、住民参加の委員会等がふえてきております。市民密着型の市政の取り組みには高く評価をするところであります。しかし、残念に思うことは、広く職員の考えを発揮できる提案制度という窓口があるにもかかわらず、余り活用されていないことです。この提案制度規定をお読みいただければわかりますが、職員の創意工夫を奨励し、業務に関する改善、その他の考案及び能率向上を図るべき提案が、いつでも、何人のグループでもできる制度であります。将来のまちづくりに対しても行政のエキスパートである職員の声を聞く機会が眠っているということは、大変な損失だと思います。ぜひ、大いに活用すべきと考えますが、まずはここ1年の活用状況をお示してください。今後は、特に若い職員、中堅職員の声、考え方を把握、また参考にするためにも勤続20年以下の職員に対し、年に一度、提案期間を設け、義務づけてみてはいかがでしょうか。そして、そのような中で提案が採用という形にでもなれば、職員の励みにもなると考えます。市長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○副議長（高橋秀男君）2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

○

午後2時10分 開議

○副議長（高橋秀男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

（市長 藤平輝夫君登壇）

○市長（藤平輝夫君）ただいまの八代議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、人口減少問題について申し上げます。最近の人口の推移につきましては、平成12年10月の国勢調査の人口が2万3,235人に対して、平成17年10月の国勢調査速報値では2万2,195人で、残念ながら5年間で1,040人減少いたしました。この人口減少の要因につきましては、毎年1月から12月までの住民基本台帳及び外国人登録の異動届出をもとに分析いたしますと、平成13年1月から平成17年12月までの5年間では1,076人減少しており、5年間の平均では年間215.2人減少しております。これをさらに分析いたしますと、5年間の出生者数と死亡者数につきましては、出生者の合計が552人に対して死亡者の合計が1,399人であり、出生者と死亡者との差である自然動態として847人減少いたしました。平成13年から17年までの直近5年間と、その前の平成8年から12年までの5年間を1年当たりの平均値で比較しますと、直近5年の出生者数が110.4人に対して、その前が144.6人であり、平均値で約34人出生が減少しており、死亡者につきましては直近5年間の平均が279.8人に対し、その前が265.2人であり、死亡者数も増加しているものの、自然動態の減少としては少子化が主要な要因であると分析してお

ります。また、5年間の転入者数と転出者数につきましては、転入届けの合計が6,127人に対して転出届けの合計が6,356人で、転入者数と転出者数の差である社会動態は229人の減少であります。

社会動態では、直近5年間の1年当たりの平均値で年間45.8人減少に対して、その前の5年間では81.2人であり、社会動態の減少幅が縮小しており、特に昨年は転入者1,228人に対して転出者1,231人で、年間の社会動態での減少が3人でありました。したがって、人口の減少については勝浦市のみならず全国的な傾向である少子化対策が急務であると認識しております。

政府におきましても、少子化対策について重点施策として取り組んでおり、これに期待をするところでありますが、市におきましても勝浦市次世代育成支援行動計画を平成17年3月に策定し、計画的に取り組んでおりますので、その進捗状況を踏まえて、人口減少問題についての対策委員会等の設置を総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみの有料化について申し上げます。ごみの有料化につきましては、これまで市の方針として一般家庭ごみは無料としてまいりました。しかし、近年、県内の各市町村も有料に踏み切るところがふえ、また検討している市町村もふえている現状にあります。ごみの有料化の理由といたしまして、ごみの減量化の推進、費用負担の公平性、財政負担の軽減等であります。また、勝浦市におきましては、鴨川市、御宿町、大多喜町、そしていすみ市と近隣市町がすべて有料となっていることから、越境ごみ対策が必要であると考えます。

1年を経過する中で、平成17年度におきましてはごみの有料化ありきではなく、歳入の確保、また歳出の削減に努めるとともに、県内の動向及び近隣市町の意見聴取等を実施し、ごみ有料化に伴う問題点等を検討してまいりました。

そのような中で、一般家庭ごみ及び事業系ごみの適正な料金につきましては、越境ごみ対策を考えますと、近隣市町の料金を参考に考えてまいりたいと思います。一例を申し上げますと、茂原市におきましては以前より越境ごみがあると言われていましたが、平成18年1月よりごみを有料化したところ、約10%のごみの減量が見られたとのことでありますが、逆に近隣の町がふえたとの事例が現実に見られております。また、有料化前の粗大ごみの駆け込み搬入処理及び高齢者対策など検討課題が多々あります。環境審議会等の意見を仰ぎながら、さらなる検討を行うとともに、ごみの減量化の推進、財政負担の軽減等を考慮しますと、平成19年度からの有料化を視野に検討してまいりたいと考えております。

ごみの有料化に伴います手数料の徴収方法につきましては、世帯単位で徴収する方法とごみ袋に手数料を上乗せして徴収する方法がありますが、費用負担の公平性を考え、徴収方法について十分検討してまいりたいと考えます。

次に、職員の提案制度について申し上げます。議員、ご指摘のように、市では職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚を図るとともに、業務の改善及び能率向上に寄与することを目的とした提案制度を設けております。この内容につきましては、提案者の創意、着想による具体的かつ建設的なものとし、業務能力が向上すること、経費の節減になること、公益上有効であること、市民サービス向上に寄与することの4点を基調としております。しかしながら、最近ではこの制度を活用した提案がないことも事実であります。各課においては、日ごろ職員を中心として身近な事務事業の見直しに取り組んでいるものの、行政全般に対して職員の参加意識と意識改革を図る上からも、この提案制度をさらに活用する必要があると考えております。このような

ことから、昨年１２月に策定した勝浦市行政改革大綱２００５におきましても、職員提案制度の活用については従来の方法に加え、庁内メールを活用した職員の多彩な発想の提案もできるよう計画しており、議員の提案も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上で八代議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○１４番（八代一雄君）ご答弁ありがとうございます。まず、人口減少問題なんですが、ご答弁いただきましたように、直近の５カ年ではこの国勢調査の状況の中で８４７名の減少が自然動態で見られる、本当にだんだん人口が減ってきて寂しい思いがします。でも、国の状況も同じような状況で、国におかれましても、１８９９年の統計開始以来、初めて日本人の死亡数が出生数を１万人上回ったと。そしてまた、おもしろいデータとして、国レベルの問題なんですけど、２００４年は２８秒に１人生まれていたものが２００５年では３０秒に１人の間隔で生まれてきた。そして、死亡は２００４年が３１秒に１人だったものが、２００５年は２９秒に１人と。あわせて自然増減が、２００４年と２００５年を比較してみると９万２,０００人も減ってきたという、本当に少子高齢化が急速に進んでるというのが実情で、過疎地で、地方でというハンディキャップもあるんですが、そのまま行ってしまうと、当初１２年策定の１３年度からスタートした総合計画の現状を維持するという目標、とても絵にかいたもちでおぼつかない状況。今、この２万３,０００人を大きく割ってきた中で、今、ここで何かの手だてをしないと、どんどん減っていく方向に歯どめがかかってこないんじゃないかなと。ただ、これは、先ほど申しましたけど、一朝一夕でこの施策をしたから人口がふえてくるという問題でもありません。国でもエンゼルプラン、新エンゼルプラン、そしてことしから子ども子育て応援プランという、そういう方策出しまして、１兆５８０億の予算も組んでの少子化対策にかかってるんですが、本市でもひとつ、ここら辺で、本腰入れて人口の歯どめを考えていくべきじゃないかというふうに私、考えます。

そして、担当課である企画課長にお話聞きたいんですけど、企画課長、イナバウアーのやり過ぎでもないんでしょうけど、足を骨折しちゃったということで、立ってまで答弁させるのもいかなものかということで、とにかくいろんな角度からの分析をひとつ市民課と共同いたしまして、とっておいてほしいなと。必ずや人口減少のこの問題に必要なデータとなってきますので、そして一月でも二月でも早く、１年でも２年でも早く、この人口減少、毎年二、三百人ずつ減っている状況を歯どめをかけてもらいたいという、そういう希望、期待を抱きまして、この人口減少問題、非常に大きな窓口の話ですので、ぜひ、すべての施策の根底にはこの人口問題があるということをもう一度再認識していただきまして、この質問は終了させていただきます。

次に、ごみの問題です。１７年度、検討のまだ途中だということで、はっきりしたお答えできるような状況でないのは、私も承知で非常に恐縮に思ってるんですが、このごみの有料化、所長、当然、承知してますでしょうけど、地方自治法第２条の３項、また廃掃法の６条の２によりますと、自治体の固有事務ということで、当然、税金を投入してごみ処理するのが今までふさわしいと。ただ、今こういう時代になりますと、ごみの中に、今までは生ごみがほとんどだったものが、ペットボトルだとか、処理に非常にお金がかかるごみが交ざってきたという中で、自治法の２２条、手数料の徴収を認めるという、そういう過程の中で全国有料化に向けていろんな動きが入ってきたというのが、正直、実情だと思うんです。もちろん市長も、担当所長も有料化には、先ほど答弁もありましたように、できれば進みたくない。住民負担は避けたいというふうに思っ

いると思うんですが、先ほどの答弁もありましたように、財政負担の問題とか、そういうものを勘案しますと、このご時世、いた仕方ないのかなと。ただ、一つは昨年も児安議員の方からも指摘ございましたように、ごみの減量化が即有料化につながるというものでもない。先ほども市長、おっしゃいました越境ごみの問題だとか、また粗大ごみの取り扱いだとか、いろいろ問題があります。手数料の上乗せをどこに持っていくのか、ごみ袋に持っていくというのは、先ほども言いましたけど、一般的な考えかも知わかりませんが、勝浦におかれましては、ごみ袋といいまして、今は非常に近隣より安く設定してありますが、それが何倍もの費用になると。果たして、大学生を抱えたときに、それに対応できる金額で設定できるのかという、また一つの大きな問題もあるし、またそこに不法投棄という、必ず背中合わせの問題も入ってきます。ただでさえ石油製品の値上がりでごみ袋も1割程度、ことしに入ってから値上がっております。そういう中で、本当に環境審議会等含めまして、活発な意見の交換の中で、今までの住民負担から消費者負担というこの制度、有料化の制度に対しての方法で討議していただきたいというふうに思います。

ごみ処理が市町村固有の事務であることから、市町村が住民の理解に基づいて導入を判断すべき問題ですので、じっくりといっても1年しかございませんが、しっかり検討していただきまして、住民が納得するような、そういう状況の中での有料化を図っていただきたいと。

そして、先ほど市長、もちろん近隣の動向踏まえて判断していく、それが材料の一つだとおっしゃいましたけど、県下の動向、そして近隣の状況、所長の把握してる中でお示ください。

次に、職員の提案制度なんですけど、私もちょくちょく庁内にお邪魔して若い職員とも話してるんですけど、非常に建設的な考えを持っている職員が多いということを個人的には感じるんです。その生かすところが、窓口はあるんですけど、その辺がなかなか活用されていないということをや非常にいつも残念に思うわけなんです。勝手に勤続20年以下というような形で提案したんですけど、今度、メールを使つての形を行革の中で取り入れていくんだ、それも一つの方法でしょうけど、ここはひとつ、義務づけた形で課の枠を離れた部分でも、課を越えた部分での提案、またもちろん、ある一定のテーマ、人口問題なら人口問題でも結構だと思うんです。そういうものをテーマを決めた中で、職員がどのような考えを持ってるんだとか、どのような方向性を考えているんだというものを意見を出してもらえれば、これは本当に職員の活性化にもつながるし、先ほど言いましたように、職員の励みにもつながっていくんじゃないかなというふうに考えます。

せっかく規定までつくってあるんですが、この規定も読ませてもらうと、所属所長は提案に対し奨励するというふうになってます。正直、管理職は、課長会等あって、いろいろ意見の交換もできる機会があります。ですから、別に管理職は私、この提案制度に参加する必要はないというふうに個人的には判断してます。でも、これからどんどん行政を覚えて、また市のまちづくりのために力を出していこうという職員に対しては、市民の声も重要ですけど、内部の声、こういうものも絶対に重要視していくべきだと思います。

そういった中で、今まで余り活用されてなかったということは、主幹者会議も開かれていなかったと思うんで、一度ぐらい開きたかったなと思うでしょう。主幹者会議の代表であります助役に、ひとつこの辺の提案制度の今後の問題をひとつご答弁いただきまして、私の質問を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋秀男君）答弁を求めます。酒井清掃センター所長。

○清掃センター所長（酒井正広君）お答え申し上げます。それでは、ごみの有料化につきまして、

県内また近隣の状況について申し上げます。

まず、県内でございますが、平成18年2月末現在で申し上げますと、34市中13市の38.2%が有料化となっております。市で申し上げますと、まず館山市、鴨川市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、野田市、旭市、八千代市、銚子市、いすみ市、匝瑳市が現在、有料となっております。今後に合併いたします南房総市も有料であると、このように聞いております。また、山武市におきましても、有料の方向でいくということになります。そうしますと、3月末現在におきまして36市中15市が有料となります。

近隣の状況でございますが、まず、現在、勝浦市がごみの袋が45リッター袋と30リッター袋であります。料金につきましては、一般家庭ごみは無料でありまして、持ち込みの事業者、事業活動によるものが1キロ3円をいただいているところでございます。

いすみ市におきましては、これは平成18年4月1日よりごみ袋、45リッターの袋ですが、50円、20リッターの袋が30円、持ち込みが一般が1キロ3円、事業系が1キロ6円。

御宿町におきましては、ごみ袋にはかけておりませんで、1世帯200円いただいていると。持ち込みにつきましては、一般が1キロ3円、事業所が1キロ6円。

大多喜町につきましては、ごみ袋で35リッター50円、20リットルが30円、持ち込みにつきましては一般が1キロ1円57銭、事業所も同額となっておりますが、この3月の改正によりまして18年4月1日より改正予定ということで、持ち込みが1キロ3円、事業所が6円になる予定であるというように聞いております。

隣の鴨川市につきましては、ごみ袋、45リッターの袋が50円、20リットルの袋が20円、持ち込み、一般1キロが5円、事業所7円となっております。館山市におきましては、ごみ袋、45リットルが30円、20リットルが20円、持ち込みにつきましては破砕を要しない一般廃棄物30キロ未満が無料と。以後、10キログラム置きに52円、破砕を要する一般廃棄物は10キログラムにつき73円となっております。

茂原市におきましては、平成18年1月1日より有料といたしまして、ごみ袋、大40リッター65円、中の30リットル50円、小の20リットル20円、事業系一般持ち込みにつきましては20キログラムで247円となっております。

あと南房総市につきましては、7町が18年3月20日に合併をいたしますが、ごみ袋が45リットル50円、20リットル30円、事業系の持ち込みが1キロ15円ということで、勝浦市の5倍の料金であると。これにつきましては、隣の鴨川市も現在、事業系の持ち込みが1キロ7円でして、隣の方から越境ごみが来るだろうという話で非常に心配をしております、勝浦市においてはどうかということです。以上です。

○副議長（高橋秀男君）次に、杉本助役。

○助役（杉本 栄君）お答えいたします。職員の提案制度につきましては、昭和42年に制度を導入いたしまして、今日まで行っておるわけでございますけども、正直言って、提案制度につきましてはほとんど提案がないと言っても過言でないといったような状況でございます。非常に残念なことでございますけども、昭和42年からの長い年月の中で、確かにそのような提案は過去にもなかったわけでございますが、だから、この提案制度そのものが余り厳しいというか、面倒だというか、そのようなこともあるんじゃないかというふうにも考えられます。

最近では、昔と違ひまして、直近では庁内の事務改善、そういうチームをつくってございます。

それらいろいろな、昔と違って庁内的にも事務改善的な意見を述べる場を設けてきておりますので、そういう面でも提案がないのかなというふうにも考えておりますが、いずれにいたしましても、こういうご時世でございますので、行政改革の一環といたしましても、もちろん、経費の節減にかかわるもの等もまだまだあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、制度の見直し、県下でどのような提案制度を導入しているのか、それらを含めまして、いずれにいたしましても、この制度は重要な制度でございますので、積極的にこの運用を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○

○副議長（高橋秀男君）続きまして、黒川民雄議員の登壇を許します。黒川民雄議員。

（８番 黒川民雄君登壇）

○８番（黒川民雄君）議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました災害対策、そして消防団体制について質問させていただきます。

勝浦市の山岳部は房総丘陵の中にあつて、清澄山系に連なり、標高 268メートルの野之塚山、杉戸山、福沢山、芳賀山及び上野山等が上野地区から総野地区に連なり、また山々のふもとを夷隅川が流れており、緑に潤いと農作物に実りを与えております。

また、海岸線の形成はリアス式であります。磯浜海岸、砂浜海岸が各地区に点在しており、多くの漁港、そして海水浴場を有しております。特に春のカツオの水揚げ、また夏の海水浴では全国的に有名であります。

このように、風光明媚な勝浦市であります。東西に14キロメートル、南北に12.5キロメートル、海外線では実に25.7キロメートルであり、行政面積全体では 94.96平方キロメートルと非常に広大であります。

この勝浦市が一たび災害に見舞われますと、各地で複数の災害が同時に多発いたします。そして、勝浦市では災害が発生した場合に対応するため、勝浦市地域防災計画を次のように示しております。

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、第1次的災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地域行政機関、並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て災害応急対策を実施する、このように示されております。

そこでお伺いいたします。勝浦市は、過去5年間ではどのような自然災害に見舞われましたか。また、災害の前後におきまして体制はどのように配備されたかをお伺いいたします。

次に、消防団体制についてお伺いいたします。現在、勝浦市消防団は11分団、31班であり、定数は勝浦市消防団条例第6条で 423名とされております。この条例の第7条任命という欄がございますが、この第7条任命をどのように解釈されていきますか、お伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終了いたします。

○副議長（高橋秀男君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

(市長 藤平輝夫君登壇)

○市長（藤平輝夫君）ただいまの黒川議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、災害対策についてであります。災害の対応につきましては、ご承知のとおり、勝浦市地域防災計画により行いますが、計画は大きく分けて風水害等編と震災編で構成し、それぞれの災害の対応について記載しております。

防災の体制として、まず災害対策本部設置前と設置後の配備等についてであります。気象庁が発表する気象や地震津波の注意報や警報により配備する課や配備職員の規模等の配備基準を定めております。また、災害対策本部の体制につきましては、私を本部長とし、副本部長と分掌事務ごとに15の班に分け、その班長である本部員とで本部体制をとり、これに事務局体制を加え、災害対策本部の組織体制をとります。

また、過去の災害の状況とその対策についてであります。過去5年間、平成13年度からの気象情報につきましては銚子気象台から発表される情報であり、注意報では強風、波浪、濃霧注意報が多く、次いで大雨や洪水注意報がありました。また、職員配備にかかわる警報の発表は、平成13年度で大雨洪水警報が17回、波浪警報17回、暴風警報9回、平成14年度では大雨洪水波浪警報が5回、平成15年度では大雨洪水警報が2回、波浪警報7回、暴風警報4回、平成16年度では大雨洪水警報5回、波浪警報11回、暴風警報4回、平成17年度では現在まで大雨洪水警報3回、波浪警報4回、暴風警報3回となっております。なお、津波に関する注意報及び警報はありません。

また、災害等に備えた対応についてであります。平成13年度は大雨洪水警報に対応し第2配備体制をとり、10名程度が状況把握等を実施し、平成14年度は大雨警報1回と台風6号と台風21号に伴い3回、第2配備をとり、それぞれ10人程度で対応。平成15年度では、大雨警報3回と台風21号に伴い4回、第2配備をとり、それぞれ10人程度で対応。平成16年度は、大雨警報と台風22号、台風23号があり、大雨警報2回とも第2配備で10人程度、台風22号は水害等が発生したため、災害対策本部を設置し、職員125名で、また台風23号では第2配備をとり、台風22号の教訓もあり、職員64名を配備し、災害応急対策をとったところであります。このように、ほとんどが風水害にかかわるものであり、地域防災計画の規定にのっとり配備あるいは待機体制をとり、災害対応を行っております。

次に、消防団体制についてであります。消防団はその設置や定員、任免等について消防組法第9条に消防団の設置義務が規定されており、この規定に基づき勝浦市消防団条例で定めております。消防団員の定数につきましては、第7分団の班統合により平成16年度から427人を423人とし、現在この定数で地域消防防災に対応しております。

ご質問の勝浦市消防団条例第7条の任命の解釈であります。団長人事は市長の任命行為であり、団員人事は団長の任命行為となっております。団員の条件は、本市に居住し、年齢が満18歳以上の志操堅固、身体強健で団員に足ると認められる者であり、市長の承認が必要となっております。したがって、まずそれぞれの地域で先ほど申しあげました条件に衆目一致の方が消防団員にふさわしい者であろうと考えております。

以上で黒川議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。黒川民雄議員。

○8番（黒川民雄君）ご答弁ありがとうございます。防災対策であります。私が今回、質問を

させていただいてる趣旨は初動体制がどうであるか、どのように機能されているか、そしてされたかということを執行部の皆さんに聞いていきたい。災害があった場合には市長率いる組織されたものがどのように稼働するか。そして、いかに減災できるかということを重点的に伺いたいと思います。

ここで平成16年7月13日に新潟県中之島町で起きた大雨による災害の報告書がありますので、ご紹介したいと思います。7月13日月曜から13日火曜にかけて日本海から東北南部に延びる梅雨前線の活動が活発となったため、13日朝から昼ごろにかけて新潟県中越地方や福島県会津地方で非常に激しい雨が降り、日降水量は栃尾市で431ミリを観測したほか、中之島町においても激しい雨となりました。このため刈谷田川も増水し、消防団による土のう積みなど水防活動を行いました。午後零時52分、今町大橋下流刈谷田川堤防が約50メートルの幅で決壊。町の中心部がすべて飲み込まれました。家屋の倒壊など勧告発令地域内で1,672世帯中、実に1,032世帯が被災されました。そして、私が注目していただきたいのが、災害対策本部の設置が7月13日12時20分であります。そして、避難勧告の発令が12時30分であります。そして、決壊したのが12時52分であります。これによりまして町民3名の方が亡くなることになりました。この事例を、なぜ私が今、ご紹介したかといいますと、私は単身、7月25日に実はこの中之島町にボランティアとして参加させていただきました。そして、28日付で庁舎に赴きまして資料をいただきたいということを申し上げて、その資料を無理無理いただいてまいりました。

私は、これはある意味では人災が引き起こした部分もある、このように感じたわけです。災害対策本部が設置され、避難勧告がされたわずか20分強余りの間に堤防が崩壊。町の中心部、そして町役場は約24時間、丸1日間、全く機能しなかったということです。私も庁舎ももちろん伺ったわけなんですけれども、1階部分が腰の高さですから約1メートル、すべての電気機器、アウトでした。町じゅうはすべてが人ぶん、何とも言いようのない臭いが非常に鼻につき、そして真夏でしたから、周りは騒然としてました。

私が思うに、災害現場では2種類の人間しか存在しないと思います。一つは助ける側の人間です。そして、もう一方は助けられる側の人間です。そして、行政の持つ役割は、助ける側の人間であります。災害には自然的災害と人為的災害があります。後者の人為的災害には労働災害、また公害などがあり、これらはその言葉のとおり、人間がつくり出したものでありますので、そのメカニズムを明らかにすることで予期し、またはなくすことができるはずだと私は考えております。しかし、自然災害である台風や地震などの自然現象は科学技術の発展などによりそのメカニズムを知り、予測の精度を上げることはできますが、それ自体をとめたり、なくすことはできません。そのため、受ける側の人間社会がどのように自然現象に対応していくかということになります。そして、これはいろんなところで言われていることだと思いますけれども、最も大切なことは自然現象を災害に発展させないということでありまして。そして、そのための責務はもちろん行政。きのうと違う、少しでも違うことを生活の中に感じれば、それは市民は不安になるわけです。そうした場合に、まず陣頭に立ち、そして判断を下すのは行政であります。

災害対策基本法の第5条にも示されておるとおりでありますけれども、本市においても風水害編第3章の中には職員の配備、初動体制の確立、そして職員の動員、さらに伝達、また登庁にかかわる勤務時間外であった場合はどうしたらいいか。そして、自主登庁についても示されてお

ます。私が今回1回目の質問の中で市長にご答弁いただいた中で、勝浦市では平成16年10月8日、台風22号によります災害対策本部を設置されました。これは私ももちろん消防団員として参加していた一人でありますけれども、23時50分に招集がされた。そういう意味では、先ほど例に挙げましたところを指摘するものではありませんが、そういう意味では非常に早い対応で迅速であったのではないかなというふうに感じています。しかしながら、その時間帯、そして当時はライフラインはすべてオフではなかったというふうに思っています。しかしながら、非常に困惑した状況の中で、もちろん想定とは現場や現状というのは全く違いますので、特に人員を配備、配置、動員するということは非常に大変なことであり、これはふだんの職務とは全く違うものであると思います。

そういう意味で私がお伺いしたいのは、この動員の職員の配置、庁内の初動体制は具体的にどうであったか。参集方法や参集の状況、またこの初動体制、いわゆるこれは初動体制というよりも初動対応というふうに表現したいと思っておりますけれども、それに対して、もちろんそれ以降に反省点といいますか、そういう庁内で話し合いの場などは持たれてるものと思っておりますけれども、改善、また反省点があったのか、なかったのか、そういうことを詳細にお伺いしたいというふうに考えています。というのも、先ほど、繰り返しになりますけれども、初動の対応がおくれるということで、直ちに人災にかかわるような、そういうものを含んでおります。もちろん、その基本は自然現象を災害に発展させない、その前段ももちろん大切ではありますが、一たび起きてしまえばそうも言ってられません。そういう意味で、庁内の体制がどうであるか、そしてもう少し厳しく表現させていただければ、配備計画を立てて、職員に徹底しておくというふうに初動体制の確立の中にも実は示されております。こういうものを構築して、実施されてるかどうかあわせてお伺いしたいというふうに思います。

次に、消防団体制であります。これは消防団条例の中に7条というふうに書き込まれてありますので、これは確かにお答えいただかなくても十分理解してるところではあります。実は消防団員は特別職の非常勤職員でありまして、消防団員になりますと消防団条例施行規則の中の第8条に宣誓書というものがあります。これは、読み上げますが、「私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人も恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います」。非常に重責であります。

ところが、11分団、勝浦の中にある分団は、この団員を任命するのに非常に危惧しております。トップでももちろんあられる市長もご存じかとは思いますが、実際、団員の任命、選出については、各分団というよりも、より現場に近い各班、班長を先頭に各地区からお願いをするというような立場で、非常に少ない人数の中から何とかお願いしているのが実情であります。そういうことを踏まえますと、もう少し地域を挙げて団員の確保に当たったらいのではないかなと。そういう意味では、もう少しかわり持っていただけないものかというふうに思うところであります。

あわせて、条例の第7条では、もちろん男女の規定をされていません。私は機会あるごとにお話ししておりますけれども、女性消防団員の採用、起用をあわせて考えたらどうかと。各分団、地域に女性の消防団員を配置し、もちろん現場でなく広報的な活動をお願いしていく。そして、今現在、何名か消防団員が欠員のところもあるわけでありまして、今後はそういうような考え方をもって、より柔軟に防災体制を整えていったらどうかということを、表現が前後いたし

ますけれども、というふうに考えます。

繰り返しになりますけれども、その初動の体制、初動の対応をどのように構築していくか、これは消防団の体制にも通ずるものと思われますので、その点について担当課にお伺いしたいと思います。以上です。

○副議長（高橋秀男君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）防災と消防団の関係の２点につきましてお答え申し上げます。ただいま議員、おっしゃいました新潟県中之島の事例につきましては、担当の一人として非常に身につまされる話であります。いかに初動体制が大事かということが尊い命を救えるか失うかというところで非常に重要な分かれ目だなというのが一つの事例として提示されました。身にしみて感じるところでございます。また、同じ新潟でも新潟地震というものがあまして、そのときについても同様なことがあったかに伺っております。

このような中で、我々としては災害にどう対応するかということは日常的に考えていかなければならないだろうというふうに認識しております。ただいま質問のございました自然災害につきましては、過去の事例は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、自然災害の中には予測できるものとできないものが２つあると思います。１つには、大雨とか台風等々の災害でございます。もう一つには地震災害。これはいつ来るかわからない。予知の問題もございますが、いつ来るかわからないと言われている災害、大きく分けますとこの２つの災害であろうと思います。災害は最大限のところで対応を考えていかなければならないということからしますと、最近、特に言われておりますのが地震に対する災害。特に海岸地域でありますと、これに伴う津波災害についての認識を新たにしていかなければならないだろうという時代に入ってきたかというふうに思っております。

議員、ご質問の一昨年、平成１６年１０月８日未明から９日にかけての台風２２号に伴う秋雨前線の大雨の対応についてでございます。当時、私は担当ではなく、実は現場におりませんので、あくまでも当時の話を聞き、当時の資料を読み返し、当時の想定をしながらこの問題についていろいろ分析してまいりました。そういう観点で、中には逃したものもあるかもしれませんが、そのようにお聞きいただければというふうに思います。

台風２２号につきましては、被害状況等はいろいろございましたけれども、市の初動体制といいますか、その辺の観点から全体の流れを若干ご説明させていただきたいと思います。８日の午後５時４６分、夷隅地域整備センターから水防の準備体制の連絡。同日、２３時４０分に水防注意体制の連絡というようなことから始まりまして、２３時３５分に大雨洪水警報がこの地域に発令されたということで、環境防災課、担当課長ほか職員２名が２３時５０分に登庁し、今後の対応に備えたということが、まず初動としてございます。それと、９日に入りまして午前１時４５分にがけ崩れ警報が県内全域に発令されたところから、市内の各所にがけ崩れ、あるいは道路の冠水等々が発生したわけでございます。これにつきましては、関係各課、それぞれの対応を行ったということは既にご承知かと思いますが、そういう具体的な現象があらわれている中で、１０月９日の午前８時、勝浦市では災害対策本部を設置し、同８時半に本部員会議、これは先ほど申し上げました本部員でございますが、この会議を行い、それぞれの対応に入ったということでございます。なお、住民対応につきましては、午後２時、本部員会議を開催いたしまして、各所に避難所の開設を行うという検討を行ったということございまして、それぞれの指定避難場

所に職員1名を配置するというものでありました。同じく午後2時30分に防災行政無線を通じまして市民に対し避難所開設のお知らせの広報をし、自主避難を呼びかけたというところでございます。なお、避難所については10カ所ほど、市の施設、学校施設等で行ったところであります。

さまざまな対応をしながら午後7時30分、夜でございますが、見通しを立てた上で対策本部解散、避難者全員帰宅ということで、災害対策の本部体制については解いたということでございます。もちろん、その後にも若干の対応は残っていましたが、午後24時に基本的に全職員解散というような形で行ったわけでございます。

この災害といいますか、災害についての対応について、後日、本部員等を含めた庁内で反省会を催しました。16年10月15日に台風22号と秋雨前線に伴う大雨に関する反省会ということで各班長からのいろいろな反省点がさまざま出ました。その中で大きく申し上げると、まず一つには情報が正確に伝わるかどうかという問題が大きな問題として浮き上がってきたのではないかとございます。情報の共有化が非常に必要であるという問題。それと、あと本部員が詰める場所の問題がございました。市の防災計画上は301号室か4階の会議室ということでございましたが、防災関係の機器が2階の環境防災課にあるということもありますし、情報がそこに入るといふ、県の防災行政無線を使った情報もそこに入るといふような事情もありまして、隣の小さい会議室を本部に臨時的に充てたという状況もありまして、一堂に職員が会するということがなかなか困難な状況であった。もちろん、現場の対応等が優先されますので、そういう状況があったということでございます。それと、住民に対しての避難所の開設を申し上げましたが、避難所に張りつける職員の確保がなかなか難しいということでございます。職員も市外に在住の者もたくさんおりますし、そういう問題でなかなか一時に集まるといふことは非常に難しい状況もあったということでございます。

そのような反省の中で、庁内については、基本的にでき得る限りの対応を図ったということでございます。

また、職員の意識の問題であります。基本的に災害に対応するという意識の根底は当然持っております。ただ、現実的に災害が起こった場合にすぐ即応できるかどうかという問題が非常に難しいということでございます。

続いて、消防団の関係でございますが、確におっしゃるとおり、7条には男女の規定はございません。その中で現実的に消防団員の確保という問題は、現在423名のうち欠員が2名ということで、ほぼ団員の定員は確保されているものというふうに考えておりますが、現実的に地域で団員を確保するということは大変な思いでやられてるのも、我々としても認識しております。今後、その団員確保の問題、消防力の低下を招かないために女性消防団員ということも一つの視野に入るかというふうには考えております。柔軟な対応ということでございますので、いろいろな啓発等も含めて火災予防、あるいは出動等考えながら対応してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。黒川民雄議員。

○8番（黒川民雄君）10月8日の台風22号にかかわる反省点がどうであったかという中で、私も現場にいたという中の一人として、ぜひ提案したい考え方といたしまして、危機管理体制といたしまして、今、課長がおっしゃられたように、本部は本部としての機能はもちろんしなければいけません。ところが、勝浦市はご存じのように旧4地区からなっております関係も含めて、ま

たその地域の特性なども考えると、同時多発的に数種類の災害が発生すると思います。そうした場合に、集中的に災害対応するのではなく、上野地区、総野地区、興津地区、勝浦は本庁がありますが、あわせて4地区に分散させて、職員の配備、また災害に対応する機能を持たせたら、より被害を軽減できるのではないかと、また迅速に対応できるのではないかとというふうに考えております。その根拠といたしまして、防災備蓄倉庫などは、その地域に応じた必要な物資などを分散させて配備、備蓄しております。それと同じような考え方で人員を分散させて、もちろんそれは災害対策として災害が一たび起きたときには、各地区の消防団詰所でもよし、また公民館、そういうようなところを活動の拠点というふうに分散させて考えて、必要に応じて無線、発電機のような、そういうものも配備していったらいいのではないかなというふうに私は思いますが、その点につきまして、そういう考え方に立てるかどうかお伺いしたいと思います。以上です。

○副議長（高橋秀男君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）防災の対応につきましては、指揮命令系統は一本化でございます。

これが大原則だということでございます。ただ、具体的な対応については、災害の状況、地域状況等に応じてやらなければならないだろうと思います。今、ご質問にございました4地域での分散で職員の配備をとということもケースによってはやらなければならないだろうというふうに考えております。少ない人員で効果的な対応を図ることが災害の抑止、あるいは対応について非常に求められることだろうというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（高橋秀男君）3時35分まで休憩いたします。

午後3時18分 休憩

○

午後3時35分 開議

○副議長（高橋秀男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

（2番 佐藤啓史君登壇）

○2番（佐藤啓史君）18年3月議会、一般質問、おおとりを努めます。きょう5人目なんですけれども、皆さん時間を有効に使いまして大分遅くなりまして、お疲れだと思いますが、通告に従いまして質問をいたします。

私は今回、少子化対策について、特にテーマを妊娠、出産、それと育児、子育ての2つに絞って質問いたします。

我が国の急速に進む少子化対策については、これまでに少子化社会対策基本法が平成15年9月1日に施行、同法に伴い、内閣総理大臣を会長とする少子化対策会議が設置され、平成16年6月、少子化社会対策大綱が閣議決定されました。昨年の小泉内閣改造人事では、少子化男女共同参画特命担当大臣に衆議院議員当選1回の猪口邦子元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使が任命され話題を呼びました。2004年の出生数は約111万1,000人と、前年2003年よりも1万3,000人減少し、過去最低を記録し、依然として出生率が低下し、生まれてくる子供の数が

減少する少子化が進行しています。また、2004年の合計特殊出生率は戦後初めて1.3を下回った2003年と同率の1.29となりました。しかし、小数点以下第4位まで見ると、2003年は1.2905、2004年には1.2886となっており、さらに低下しております。この数値は過去最低の水準というばかりではなく、欧米諸国と比較をしても低い数値であり、日本社会の少子化傾向はさらに進んでおります。少子化に伴い、日本の人口は減少し、1950年には世界第5位の人口、約8,300万人が2000年には世界第9位、人口約1億2,700万人、さらに2050年には世界第15位の人口約1億970万人になると予想されております。

出生率の低下の原因としては、女性の社会進出などによる晩婚化や未婚化が進んだことに加え、既婚者の間でも育児への経済的な負担や不安感があることなどが上げられております。少子化社会による人口減少問題や社会保障制度問題など弊害等については新聞、ニュースを初め取り上げられており、21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすと考えられております。

少子化社会対策大綱では、1、若者の自立支援。2、仕事と家庭の両立支援。3、家庭の役割等の理解。4、子育ての支え合いと連携の4分野を重点課題とした上で28項目の具体策を打ち出しました。28項目全部については割愛しますが、4の子育ての支え合いと連携のうち、妊娠、出産の支援として、1、妊娠、出産の支援体制、周産期医療体制の充実。2、不妊治療への支援等の取り組みが盛り込まれています。千葉県においても特定不妊治療を受けられる夫婦の方に治療費の一部を助成する特定不妊治療助成事業を実施しています。

そこで、特定不妊治療とはどういうものか調べてみますと、主に体外受精や顕微受精のことであります。通常、2年間、夫婦生活を営んでも妊娠しない場合は不妊と言われており、避妊しなければ1年以内に8割が、2年以内に9割が妊娠し、つまり1割の夫婦が妊娠せず、10組に1組の夫婦が不妊と言われています。不妊の原因については、男性側、女性側、あるいは両方にある場合、またはっきり原因がわからないケースもあり、不妊に悩む夫婦に対しては県では県内4カ所の健康福祉センター内に不妊相談センターを設け、医師、助産婦、保健師が無料で相談を受けられるようになっています。

先ほども申し上げたとおり、不妊の原因についてはさまざまですが、治療についてもさまざまな方法があります。検査により原因が特定できた場合は、その原因に合った治療を行いますが、一般的には1、排卵の時期をチェックし性交のタイミングを指導する。2、人工受精。3、体外受精あるいは顕微受精であり、費用については一般的な検査は保険が適用されるので、自己負担2万円から3万円前後であるのに対し、保険の適用がない治療法、人工受精は1回につき1万円から1万5,000円前後、体外受精や顕微受精は1回につき30万円から40万円前後と高額になります。

そこで県の実施している特定不妊治療費助成事業を見てみますと、対象者は1、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦。2、千葉市及び船橋市を除く千葉県内に住所を有すること。前年の夫婦の合計所得が650万円未満であること。指定医療機関において特定不妊治療を受けたこと。給付の内容は、1年度当たり上限額10万円とし、通算2年度支給。申請は、原則として年度内に住所地の健康福祉センターに申請となっています。また、全国の市町村を調べてみますと、私が調べただけでも14年度から16年度で13の市町村で不妊治療に対する助成、支援事業を行っております。千葉県内の市町村では、栗源町が子供のできにくい夫婦の不妊症治療の医療費の負担を軽

減することを目的に、平成13年度より少子化対策支援事業として取り組んでいます。内容としては、婚姻後1年以上経過した子供のできにくい夫婦を対象とし、不妊治療に係る保険診療適用外の検査及び診療費を助成するもので、助成額は必要と認めた額の7割とし、年度内50万円を限度に助成するとしています。申請者からは助成を受けられ、医療費の負担が軽減されたと喜ばれているとのことで、反面、申請者のプライバシーの保護に細心の注意を払うことが必要であるとのことであります。

各自治体の不妊治療に対する助成、支援の内容について、特に助成額、支援額、助成期間、支援期間について違いはありますが、申請者、対象者からは喜ばれる一方、プライバシーの保護、対象者の把握が困難なことから予算確保の難しさなどが上げられています。

本市では、昨年3月、勝浦市次世代育成支援行動計画を策定し、子育てサービスの充実、保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくりの整備、児童の居場所づくり、児童健全育成支援施策を推進していますが、不妊治療に対しての取り組みについて何点かお聞きします。

1点目は、これまでに市内在住の不妊に悩む夫婦からの相談あるいは不妊治療に対する問い合わせ等はあるか。2点目は、市内での不妊に悩む夫婦の把握はしているのか。3点目は、県の特定不妊治療助成事業にさらに上乘せし、市としての助成を行う考えはあるか。

次に、児童の医療の助成、無料化についてお聞きします。昨年12月5日、旧夷隅町、大原町及び岬町が合併し、新しいすみ市が誕生いたしました。新市の発足に伴い、新しく市長を決める選挙が12月25日に行われ、旧岬町長である太田洋氏が当選されました。そこで注目すべき点の一つが就学前児童の医療費無料化を選挙戦での公約とし、当選されたことであります。いすみ市のホームページでは、出生から3歳未満児までかかる医療費のうち保険診療による一部負担金を助成します。乳幼児医療費助成受給券と保険証を一緒に医療機関へ提示していただくことにより、保険診療分が無料になりますとなっていますが、今後、この助成事業は就学前児童まで拡大するものと思われます。このことは、本市の市政、市民生活にとっても少なからず影響を及ぼすものと考えerことは容易であります。子供の医療費の無料化という魅力に引かれ、本市から隣接するいすみ市に引っ越すような家庭も考えられるものと思われます。また、全国的にも各都道府県の補助制度を利用する自治体や対象となる児童の年齢の違いや入院、通院での違い、対象家庭に所得制限を設けるなど多少の違いはありますが、児童の医療費に対して助成をする自治体がふえてきております。そこでお聞きしますが、1点目に本市と隣接するいすみ市に就学前児童の医療費無料化を行うことに対して市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。2点目に、今後、少子化対策として本市でも児童の医療費に対する助成を行う考えはあるか。以上をお聞きして終わります。

○副議長（高橋秀男君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

（市長 藤平輝夫君登壇）

○市長（藤平輝夫君）ただいまの佐藤議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、不妊治療について申し上げます。

1点目の不妊に悩む夫婦からの相談、あるいは不妊治療に対する問い合わせ等はあるかとのご質問であります。このような問い合わせはきておりません。

2点目の不妊に悩む夫婦の把握はしているかとのご質問でございますが、内容的に非常に難しい問題であり、市では把握しておりませんが、夷隅健康福祉センターが実施している女性のため

の健康相談の中で市内における不妊に関する相談件数は電話相談件数12件、来所相談件数24件となっており、このうち平成17年度時点での特定不妊治療費助成事業適用者は5名と聞いております。

3点目の県の特定不妊治療費助成事業に上乘せし、市としての助成を行う考えはあるかとのご質問でございますが、現在、県が実施しているこの事業を今後、市民に周知するなどして利用の促進に努めたいと考えており、今のところ市独自の事業を始めるということは考えておりません。

次に、児童の医療費無料化について申し上げます。いすみ市が就学前児童の医療費無料化を行うことに対しての考え方ではありますが、いすみ市では平成18年度より1日以上入院及び通院に要する医療費の助成対象を小学校就学前まで拡大するということであります。本市におきましては、昭和49年度より市単独事業として乳幼児医療費の支給事業を開始し、現在、3歳未満児に対する医療費の助成及び未就学児童に対する7日以上入院に対して助成を行っているところであります。

また、今後の児童の医療費に対する助成についてであります。千葉県において平成18年度中に支給対象基準の拡大が予定されておりますことから、今後は県の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上で佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）市長より答弁をいただきました。ありがとうございました。それに対して再質問しますが、再質問の前にお断りしておきたいんですが、不妊治療とは1回目でも申し上げましたとおり、婚姻後、通常2年間夫婦生活を営んでも妊娠しない場合であり、私はまだ結婚しまして1年3カ月でございます。不妊の対象にはなりませんので、佐藤は自分のために質問したという誤解を受けては困りますので、初めにお断りさせていただきたいということでございます。

私は少子化対策を考える上で最初に申しましたが、2つの面から考える必要がある。一つは、子供が生まれるまでの妊娠、出産までの部分、これは子供を産む独身男性、女性を結婚までつなげるという部分まで含む、広く考えるとそこまでいくんですが、もう一つが子供が生まれてからの育児、子育ての部分、その2つの面から考える必要があると。また、国や自治体で取り組むべきものや育児休業や再就職の支援、そういったものの企業が取り組むべきもの。また、家庭や地域等で取り組みできること、こういったものを本当に少子化対策を考えると広い範囲でなってきます。きょうも、土屋議員、八代議員、平岡議員の一般質問の中で少子化、人口減少問題ということで、皆さん、少子化という問題が本当に勝浦市にとって、もちろん日本全体にとってそうなんですけれども、非常に重要な問題になってきている証拠であるというふうにも考えます。

そこで、平成17年版の少子化社会白書というのがありまして、それを見てもみますと、第1に少子化対策の現状と課題。第2部、少子化対策の具体的実施状況の2部構成になっているわけですが、第1部少子化対策の現状と課題のうち第3章、地方自治体における取り組み、第3節、地方自治体における独自事業の展開の中で、2004年度、内閣府が行った地方自治体の子育て支援独自事業に関する調査によりますと、都道府県では乳幼児医療費助成についてはすべての都道府県で独自事業としており、市町村では保育料の減免措置についてほぼすべての市町村で実施され、また妊産婦健診や乳幼児健診、各種手当の支給、またひとり親家庭支援などの実施が多くな

っています。そのうち不妊治療に関しては、都道府県では5つの自治体、市町村では全体の9.8%、166の自治体が実施しています。しかし、小泉内閣メールマガジンというのがあるんですが、小泉内閣メールマガジンの少子化対策アンケートでは、回答数2万2,479件、回答率97.7%のアンケートでは、子育て世帯に対する経済的支援の充実が70.1%で1位であります。不妊治療を含む妊娠、出産に対する支援の充実が51.3%で5番目に来ているわけで、実は国や自治体が考えているより不妊治療を含む妊娠、出産に対する支援というものはニーズが高いと言えるのが、この小泉内閣メールマガジンのアンケートで出てきております。そのこともあると思うんですが、2006年度の国の予算案では、不妊治療に対する年間10万円を助成する制度の期間を現行の2年間から5年間に延長することが盛り込まれております。

実際に私の知り合いの方で、市外の方なんですけれども、子供ができずに不妊治療を受け、10年目にしてやっと子供ができたという方がおります。聞いたところによりますと、何百万円という大金を使ってと言っていました。どうしても子供がほしいということでありまして、先ほど言った特定治療、いわゆる体外受精、顕微受精なんですけれども、1回当たり30万円から40万円、50万円という大金なんですけれども、それで1回で妊娠ということになればいいんですけれども、できなければまた次、2回目、3回目ということで、例えば30万円にしても2回やれば60万円、3回やれば90万円、4回やれば120万円ということになりますので、非常に大金になります。反面、私の周り、自分の意見ではないんで、私の周りの意見ですけれども、何年も子供ができなかったことで、逆に面倒くさくなって子供はもう要らないというようなケースもあるようで、そういう夫婦の方に不妊治療を利用することができるよう、先ほど市長の答弁にもありましたが、不妊治療というものがあるんだということを周知していただきたい。そして、でき得れば、県の助成に対して、さらに上乗せして市の助成をしていただきたい。1回の治療で妊娠ということになればいいんですけれども、1回、2回、3回というふうに大金を使う世帯がふえている中で、できれば県の助成に合わせて市の助成もお願いしたいということなんですけれども、これは現状、市長のご答弁ではそういう考えはないということなんですけれども、そういうことで、もう一度聞きますけれども、県の助成があることを周知するということですから、どのように周知するか、細かくなりますけれども、お聞かせいただきたいというふうに考えます。

就学前児童の医療費の助成についてお聞きしますが、市の条例であります勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例がありますが、この条例、平成14年12月24日成立、施行が平成15年4月1日になっているわけですが、私が議員になる前のことなんです、第2条の9号にある「保険医療機関、医療保険確保に基づき指定された病院、診療所、薬局等で市長より乳幼児医療助成事業の実施について委託を受けた者」ということで記載されているんですが、この委託を受けた者は市内に幾つあるのか、その辺、教えていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、平成17年版の少子化社会白書では、乳幼児の子育て費用は約440万円となっており、子育て世代、いわゆる子育てをする若い世代ということは比較的世帯収入が低い世帯と言えると思うんですが、そういった世代にとっては高いものであると私は考えます。また、少子化社会白書の中にもあるんですが、子育て女性の意識調査で、少子化対策として重要なものを尋ねたところ、保育、教育費への補助、医療費補助、児童手当などの経済的支援措置が子育てをしている女性の7割が選択しております。これは2番目の保育所を初めとした子供を預かる事業の拡充の37.9%の倍近い数字であり、子育てをする世代、人たちにとって経済的な

支援が一番ほしいということが、この数字にあらわれてきているのかなというふうに考えるわけなんです、その経済的な支援の一つの中に医療費の助成。いすみ市の方では就学前児童まで拡大する。本市にとっては、先ほど市長答弁ありましたけれども、3歳未満児、この条例の中に書いてあるとおり、7日以上入院に関しては就学前までというふうになっています。

いすみ市で今後それを導入したときに、私は勝浦にとって必ず影響が出てくるというふうに考えるのは本当に容易であるというふうに思います。私は勝浦を愛してますので、もし子供が生まれても勝浦に住み続けますけれども、そういう医療費の助成という魅力に引かれる人は1人や2人いるのかな。そうしますと、先ほど八代議員を含めて人口減少問題という中にも直結してくると思いますので、その辺、今すぐには言いませんけれども、いすみ市の状況を見ながら前向きな検討をしていただきたいというふうに、これは要望いたします。その辺について、先ほどの条例の関係とご答弁いただきたいと思います。

○副議長（高橋秀男君）答弁を求めます。小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）お答えいたします。第1点の特定不妊治療助成事業の関係でございますけれども、県の制度を周知していくということでございますけれども、千葉県ではこういうパンフレットをつくってPRしております。これは介護健康課の窓口にあるんですけれども、この辺について、今後、夷隅健康福祉センターと相談しまして、できれば「広報かつうら」なども通じましてPRを図っていきたいというふうに考えております。

2点目の乳幼児医療費の助成事業の関係でございますけれども、条例第2条9号の関係で、市長より委託を受けた者ということでございますけれども、この内容は各個人が医者にかかりますと個人負担がかかるわけですが、この個人負担分をその場で払わなくていいということを医療機関と協定を結ぶわけですが、この指定をしないと現場で、例えば子供ですと2割負担を払わなくちゃいけないというようなことがありますので、この指定をする必要があります。この指定につきましては、千葉県で取りまとめをしております、市町村と千葉県で委託をしております、千葉県がまとめて県の医師会とこの委託をしております、勝浦市に幾つあるかということじゃなくて、千葉県内全部がこの制度を使えるということで、千葉県内の医療機関、どこに行っても、個人負担はそこまでは払わなくていいと、ということで、この市長より委託を受けた者ということで医療機関のことを指しております、勝浦市内はもちろん全部でございますし、千葉県内の医療機関全部、この指定を受けているということでございます。以上でございます。

○副議長（高橋秀男君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）大分時間も残しておりますが、最後、再々質問といいますか、要望といいますか、2006年3月5日の読売新聞付に不妊治療という記事が載っております。これで先ほど不妊治療に対して30万円から50万円ということだったんですが、これは実は病院の方で費用は自由設定できるということでございます。ここに全国の病院が載ってるんですけれども、費用に関しては自由設定だと。あくまでも30万円から50万円というのは全国的な平均の目安でありまして自由設定、そういうふう書いてあります。また、全国で50万組が治療していると、こういうことで書いてあるんですけれども、何百組、何千組というのは勝浦市内にいないと思います。不妊の世帯というのはいないと思います。そこで、先ほどと重なりますけれども、県の10万円の助成が本当に、それで1回でできればいいんですけれども、それでできない場合、2回、3回として

いくと非常に費用がかかってきます。何百万円、何千万円というような予算が必要になると私は
思いませんので、ぜひ5万円でも10万円でもいいと思います。県の助成に対して上乗せした市の
助成というものをしていただけるよう強く要望いたしまして、答弁は結構ですので、要望して終
わりにいたします。

○副議長（高橋秀男君） これをもって一般質問を終結いたします。

○

散 会

○副議長（高橋秀男君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明3月8日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時06分 散会

○

本日の会議に付した事件

1. 一般質問